

救命率の向上につながるAEDの利用環境整備に関する調査

－必要な時に誰もがAEDを利用できる環境作りのために－

結 果 報 告 書

平成 28 年 6 月

中国四国管区行政評価局

前 書 き

厚生労働省が平成27年9月に発表した平成26年人口動態統計（確定数）の結果によると、死因別の死亡者数の第1位は悪性新生物で36万8,103人（人口10万人当たりの死亡率293.5）、第2位は心疾患で19万6,925人（同157.0）、第3位は肺炎で11万9,650人（同95.4）となっている。特に心疾患についてみると、昭和60年に脳血管疾患に代わって死因の第2位となり、その後も死亡数・死亡率ともに増加傾向が続き、死亡総数に占める割合は平成26年に15.5%となっている。

一方、自動体外式除細動器、いわゆるAEDについては、救急隊員の到着までの間に、現場に居合わせた者が電氣的除細動を速やかに行うことが心肺停止者の救命により有効であるとの観点から、平成16年7月に、AEDの使用に必要な講習を受けていることなど一定条件の下に非医療従事者による使用が認められた。それ以降、一般市民が使用できる公共施設などに設置されたAEDの国内累計販売台数は、16年12月末時点で1,307台であったものが26年12月末時点では約400倍の51万6,135台と飛躍的に増加している。

しかし、広島市消防局によると、平成26年に同市消防局管内における心原性かつ一般市民により心肺機能停止の時点が目撃された症例185件のうち、市民がAEDを使用（実際に除細動を実施）した件数は3件（1.6%）であり、全国平均4.1%（「平成26年版救急・救助の現況」（総務省消防庁）による。）を下回っている。

この調査は、AEDを使用した応急手当の一層の普及、促進を図る観点から、広島県内に所在する国の行政機関、国立大学法人、独立行政法人、特殊法人等におけるAEDの利用環境等の実態を調査し、必要な時に誰もがAEDを利用できる環境の整備に資するために実施したものである。

目 次

	頁
第1 調査の目的等	1
第2 AEDの設置状況等に関する概況調査（書面調査）の結果	
1 AEDの設置状況	3
2 AEDの日常点検の実施状況	9
3 AEDの設置情報の登録状況	17
4 AEDの使用に関する講習の実施状況	22
第3 AEDの維持管理状況等に関する実地調査の結果	
1 AEDの維持管理状況	29
(1) 制度等の概要	29
(2) 国の行政機関におけるAEDの適切な維持管理の推進	37
(3) 独立行政法人等におけるAEDの適切な維持管理の推進	53
2 AEDの設置情報の登録及び情報提供	58
(1) 制度等の概要	58
(2) 国の行政機関におけるAEDの設置情報の登録及び情報提供の推進	69
(3) 独立行政法人等におけるAEDの設置情報の登録及び情報提供の推進	82
3 AEDの使用に関する講習の実施状況	88
(1) 制度等の概要	88
(2) 国の行政機関における講習の実施の推進	94
(3) 独立行政法人等における講習の実施状況	97

図表目次

		頁
図表 1－①	実地調査の対象官署（国の行政機関）	2
図表 1－②	実地調査の対象施設（独立行政法人等）	2
図表 2－1－①	「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成24年9月21日改正）（非医療従事者によるAEDの使用に関する部分を抜粋）	5
図表 2－1－②	AEDの国内累計販売台数	6
図表 2－1－③	広島県内の国の行政機関におけるAEDの設置官署数、設置台数（平成27年12月1日現在）	7
図表 2－1－④	広島県内の裁判所におけるAEDの設置裁判所数及び設置台数	8
図表 2－1－⑤	広島県内の国立大学法人、独立行政法人、特殊法人等におけるAEDの設置法人施設数及び設置台数	8
図表 2－2－①	「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発0416002号・薬食発0416002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知）	11
図表 2－2－②	AEDを自ら設置、管理する国の行政機関におけるAED点検担当者の配置状況	15
図表 2－2－③	AEDを自ら設置、管理する国の行政機関におけるAEDの日常点検の実施状況	15
図表 2－2－④	AEDを自ら設置、管理する国の行政機関において日常点検を実施していなかった理由	15
図表 2－2－⑤	AEDを自ら設置、管理する裁判所、独立行政法人等におけるAED点検担当者の配置状況	16
図表 2－2－⑥	AEDを自ら設置、管理する裁判所、独立行政法人等におけるAEDの日常点検の実施状況	16
図表 2－2－⑦	AEDを自ら設置、管理する裁判所、独立行政法人等において日常点検を実施していなかった理由	16
図表 2－3－①	一般財団法人日本救急医療財団のホームページにおけるAEDの設置情報の登録のお願い（抜粋）	18
図表 2－3－②	厚生労働省のホームページ（AEDの設置情報を財団へ登録することについてのお願い）	19
図表 2－3－③	自らAEDを設置、管理する国の行政機関におけるAEDの設置情報の財団への登録状況（平成27年12月1日現在）	20
図表 2－3－④	保有する全部又は一部のAEDの設置情報が未登録の官署がAEDの設置情報を財団へ登録していない理由	20
図表 2－3－⑤	自らAEDを設置、管理する裁判所及び独立行政法人等におけるAEDの設置情報の財団への登録状況（平成27年12月1日現在）	21

図表 2-3-⑥	保有する全部又は一部の A E D の設置情報が未登録の裁判所及び独立行政法人等が A E D の設置情報を財団へ登録していない理由	21
図表 2-4-①	A E D の適正配置に関するガイドライン (A E D の使用についての教育訓練の重要性に関する部分を抜粋)	24
図表 2-4-②	合同庁舎の管理官署における入居官署の職員を対象とした講習の実施状況 (平成24年度～26年度)	25
図表 2-4-③	合同庁舎の管理官署が入居官署の職員を対象とした講習を実施しない理由	25
図表 2-4-④	単独庁舎等に入居する官署における自官署の職員を対象とした講習の実施状況	25
図表 2-4-⑤	単独庁舎等に入居する官署が自官署の職員を対象とした講習を実施しない理由	25
図表 2-4-⑥	共用の A E D が設置されている合同庁舎に入居しているが、自らは A E D を設置、管理していない官署における講習の実施状況	26
図表 2-4-⑦	共用の A E D が設置されている合同庁舎に入居しているが、自らは A E D を設置、管理していない官署が職員を対象とした講習を実施しない理由	26
図表 2-4-⑧	自ら A E D を設置、管理している裁判所、独立行政法人等における講習の実施状況	26
図表 2-4-⑨	自ら A E D を設置、管理している裁判所、独立行政法人等が自施設の職員を対象とした講習を実施しなかった理由	27
図表 2-4-⑩	自らは A E D を設置又は管理していないが、入居している民間施設等に共用の A E D が設置されているとする裁判所、独立行政法人等における講習の実施状況	27
図表 2-4-⑪	入居している民間施設等に共用の A E D が設置されているとする裁判所、及び独立行政法人等が自施設の職員を対象とした講習を実施しなかった理由	28
図表 3-1-①	「自動体外式除細動器 (A E D) の適切な管理等の実施について (注意喚起及び関係団体への周知依頼) 」 (平成21年4月16日付け医政発0416002号・薬食発0416002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知) (図表 2-2-① の再掲)	30
図表 3-1-②	「自動体外式除細動器 (A E D) の適切な管理等の実施について (再周知) 」 (平成25年9月27日付け医政発0927第7号・薬食発0927第2号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知)	34
図表 3-1-③	厚生労働省ホームページ「 A E D を点検しましょう」	35
図表 3-1-④	A E D の適正配置に関するガイドライン (A E D の施設内での配置に関する部分を抜粋)	36
図表 3-1-⑤	日常点検に関する当局調査結果の概要 (国の行政機関)	38
図表 3-1-⑥	A E D の設置場所の案内に関する当局調査結果の概要 (国の行政機関)	38
図表 3-2-①	一般財団法人日本救急医療財団のホームページにおける A E D の設置情報の登録のお願い (抜粋) (図表 2-3-① の再掲)	60

図表 3-2-2	② 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成21年4月16日付け医政発0416002号・薬食発0416002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知）（図表 2-2-1の再掲）	61
図表 3-2-3	③ 厚生労働省ホームページ（AEDの設置情報を財団へ登録することについてのお願い）（図表 2-3-2の再掲）	65
図表 3-2-4	④ 財団ホームページにおけるAEDの設置情報の更新のお願い（抜粋）	66
図表 3-2-5	⑤ 「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）」（平成27年8月25日付け医政発0825第8号厚生労働省医政局長通知）（抜粋）	67
図表 3-2-6	⑥ AEDの適正配置に関するガイドライン（AEDの管理と配置情報の公開に関する部分を抜粋）	68
図表 3-2-7	⑦ AEDの設置情報の財団への登録が不適切な事例（国の行政機関）	71
図表 3-2-8	⑧ 調査対象9官署のうち、広島市内又は東広島市内に所在する5官署における、広島市又は東広島市に対するAEDの設置情報の提供状況	72
図表 3-3-1	① AEDの適正配置に関するガイドライン（AEDの使用についての教育訓練の重要性に関する部分を抜粋）（図表 2-4-1の再掲）	89
図表 3-3-2	② 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知。平成24年9月21日改正）（講習の実施に関する部分を抜粋）	90
図表 3-3-3	③ 「応急手当の普及啓発活動推進に関する実施要綱」（平成5年5月30日付け消防救第41号消防庁次長通知。平成23年8月31日最終改正）（抜粋）	92
図表 3-3-4	④ 平成24年度から26年度までの間における講習の実施状況（国の行政機関）	95
図表 3-3-5	⑤ 平成23年度までにAEDを設置した独立行政法人1施設における講習の実施状況（平成24年度～26年度）	97
事例表 3-1-1	① 点検内容等が適切でない事例（国の行政機関）	39
事例表 3-1-2	② 点検結果を記録していない事例（国の行政機関）	47
事例表 3-1-3	③ AEDの設置場所を案内する掲示等を行った方がよいと考えられる事例（国の行政機関）	48
事例表 3-1-4	④ 点検担当者を配置していない事例（独立行政法人等）	54
事例表 3-1-5	⑤ 日常点検を実施していない事例（独立行政法人等）	54
事例表 3-1-6	⑥ 日常点検を行う必要のある一部の項目について、点検を行っていない事例（独立行政法人等）	55
事例表 3-1-7	⑦ 点検内容等が適切ではない事例（独立行政法人等）	56
事例表 3-1-8	⑧ 点検結果を記録していない事例（独立行政法人等）	56
事例表 3-1-9	⑨ AEDの設置場所を案内する掲示等を行った方がよいと考えられる事例（独立行政法人等）	57
事例表 3-2-1	① 保有するAEDについて、設置情報を財団へ登録していない事例（国の行政機関）	73

事例表 3-2-②	保有する A E D の設置情報の一部の事項を財団へ登録していない事例（国の行政機関）	74
事例表 3-2-③	A E D の設置施設名やその施設住所について、財団への登録内容に誤りがある事例（国の行政機関）	77
事例表 3-2-④	財団ホームページの A E D マップ上で、A E D の設置場所を示すピンの位置が間違っている事例（国の行政機関）	79
事例表 3-2-⑤	財団に設置情報が登録されている A E D の台数と、実際に設置している A E D の台数とが異なっている事例（国の行政機関）	80
事例表 3-2-⑥	広島市又は東広島市に対し、A E D の設置情報を提供していない事例（国の行政機関）	81
事例表 3-2-⑦	保有する全部又は一部の A E D について、設置情報を財団へ登録していない事例（独立行政法人等）	84
事例表 3-2-⑧	保有する A E D について、設置情報の一部の事項を財団へ登録していない事例（独立行政法人等）	85
事例表 3-2-⑨	A E D の設置施設名やその施設住所について、財団への登録内容に誤りがある事例（独立行政法人等）	85
事例表 3-2-⑩	財団ホームページの A E D マップ上で、A E D の設置場所を示すピンの位置が間違っている事例（独立行政法人等）	86
事例表 3-2-⑪	財団に設置情報が登録されている A E D の台数と、実際に設置している A E D の台数とが異なっている事例（独立行政法人等）	86
事例表 3-2-⑫	広島市又は東広島市に対し、A E D の設置情報を提供していない事例（独立行政法人等）	87
事例表 3-3-①	調査対象年度（平成24年度～26年度）において、講習を行っていない事例（国の行政機関）	96

第 1 調査の目的等

1 目的

この調査は、AEDを使用した応急手当の一層の普及、促進を図る観点から、広島県内に所在する国の行政機関、裁判所、国立大学法人、独立行政法人、特殊法人等におけるAEDの利用環境等の実態を調査し、必要な時に誰もがAEDを利用できる環境の整備に資するために実施したものである。

2 調査対象機関等

(1) AEDの設置状況等に関する概況調査（書面調査）の対象機関等

ア 広島県内に平成 27 年 12 月 1 日現在所在する国の行政機関 219 官署

（注）国の行政機関 219 官署は、調査対象を建物単位としたことによる延べ数である。

イ 広島県内に平成 27 年 12 月 1 日現在所在する裁判所 22 所

ウ 広島県内に平成 27 年 12 月 1 日現在所在する国立大学法人、独立行政法人、特殊法人及びその他法人（これらの法人を、以下「独立行政法人等」という。） 949 施設

(2) AEDの維持管理状況等に関する実地調査の対象機関等

ア 広島県内に所在する国の行政機関 219 官署の中から、地域性等を勘案して抽出した 10 官署（図表 1－①参照）。

i) 自らAEDを設置又は管理している合同庁舎の管理官署 3 官署、

ii) 不特定多数の者が利用する単独庁舎等の入居官署 7 官署

イ 広島県内に所在する独立行政法人等 971 施設の中から、自らAEDを設置又は管理していること、不特定多数の者が利用すること等を勘案して抽出した 8 施設（図表 1－②参照）。

3 担当部局

中国四国管区行政評価局第一部第 3 評価監視官室

4 実施時期

平成 27 年 12 月～28 年 6 月

図表 1-① 実地調査の対象官署（国の行政機関）

区分	調査対象官署	管理している合同庁舎又は入居している庁舎等	AEDの設置数	備考
合同庁舎 管理官署	広島法務局東広島支局	東広島法務合同庁舎	共用 1 台	
	中国財務局	広島合同庁舎	共用 3 台	
	廿日市税務署	廿日市地方合同庁舎	共用 1 台	
単独庁舎等 入居官署	広島法務局	広島合同庁舎	共用 1 台	
	広島法務局三次支局	単独庁舎	共用 1 台	
	中国財務局呉出張所	呉地方合同庁舎	設置していない。	
	三原税務署	単独庁舎	共用 1 台	
	福山公共職業安定所	民間ビル（仮庁舎）	共用 1 台	
	広島西条公共職業安定所	単独庁舎	共用 1 台	
	広島運輸支局	単独庁舎	共用 1 台	
計	10 官署	9 か所	共用 11 台	

- (注) 1 調査結果に基づき、当局において作表した。
 2 AEDの設置数は、調査対象とした国の行政機関が自ら設置又は管理しているAEDの台数である。
 3 「単独庁舎等の入居官署」には、管理官署ではない合同庁舎の入居官署を含む。

図表 1-② 実地調査の対象施設（独立行政法人等）

(単位：施設、台)

区分	施設数	AEDの設置数	備考
国立大学法人	1	29	
独立行政法人	2	3	1 法人の 1 施設は、AEDを未設置
特殊法人	5	6	
合計	8	38	

- (注) 1 調査結果に基づき、当局において作表した。
 2 AEDの設置数は、調査対象とした独立行政法人等が自ら設置又は管理しているAEDの台数である。

第2 AEDの設置状況等に関する概況調査（書面調査）の結果

1 AEDの設置状況

調査結果	説明図表番号
<p>厚生労働省が、平成16年7月に、一定の条件の下での非医療従事者によるAEDの使用を認めて以降、公共施設などに設置されるAEDの設置台数は飛躍的に増加しているとみられるが、全国のAEDの設置台数については、網羅的に把握されているデータはない。</p>	図表2-1-①
<p>また、公益財団法人日本心臓財団のホームページによると、平成16年7月以降26年12月までの我が国におけるAEDの累計販売台数は63万6,007台であり、そのうち、医療機関や消防機関に設置されているものを除き、公共施設などに設置され一般市民が使用できるAEDは51万6,135台であるとされているが、国の行政機関の庁舎等に設置されているAEDについては、厚生労働省がAEDの設置者に求めているAEDの設置情報の一般財団法人日本救急医療財団への登録が行われていないものがあり、実際に庁舎等に設置されて一般市民が使用できる状態となっているかは定かでない。</p>	図表2-1-②
<p>このような状況を踏まえ、心停止者が発生した場合に、来庁者等の一般市民が迅速にAEDを使用できるよう、国の行政機関の庁舎等におけるAEDの設置場所等の情報を網羅した一覧表を作成、公表し、一般市民や消防機関に対して提供することは有効であると考えられる。</p>	
<p>今回、当局が広島県内に所在する国の行政機関219官署、裁判所22所、独立行政法人等949施設（いずれの数値も平成27年12月1日現在）におけるAEDの設置状況を調査したところ、次のとおり、国の行政機関77官署、裁判所12所、独立行政法人等129施設において、合計425台のAEDが設置されていた。</p>	
<p>(1) 国の行政機関</p> <p>広島県内に所在する国の行政機関219官署のうち、77官署がAEDを自ら設置又は管理しており、その台数は134台となっている。</p>	図表2-1-③
<p>(2) 裁判所</p> <p>広島県内に所在する22裁判所のうち、12所がAEDを自ら設置又は管理しており、その台数は14台となっている。</p>	図表2-1-④
<p>(3) 独立行政法人等</p> <p>ア 国立大学法人</p> <p>広島県内には、国立大学法人が23施設を設置している。このうち、21施設がAEDを自ら設置又は管理しており、その台数は79台となっている。</p> <p>イ 独立行政法人（日本司法支援センターを含む。）</p> <p>広島県内には、独立行政法人が39施設を設置している。このうち、22施設がAEDを自ら設置又は管理しており、その台数は88台となっている。</p> <p>ウ 特殊法人</p> <p>広島県内には、特殊法人が748施設を設置している。このうち、47施設がAEDを自ら設置又は管理しており、その台数は51台となっている。</p>	図表2-1-⑤

エ その他の法人

広島県内には、西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR西日本」という。）が139施設（駅）を設置している。

このうち、39施設（駅）がAEDを自ら設置又は管理しており、その台数は59台となっている。

図表2-1-① 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長通知。平成24年9月21日改正）（抜粋）

医政発第0701001号

平成16年7月1日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について

救急医療、特に病院前救護の充実強化のための医師並びに看護師及び救急救命士（以下「有資格者」という。）以外の者による自動体外式除細動器（Automated External Defibrillators。以下「AED」という。）の使用に関しては、平成15年11月から、「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用のあり方検討会」を開催し、救急蘇生の観点からみた非医療従事者によるAEDの使用条件のあり方等について検討してきたところ、このほど別添のとおり報告書（以下「報告書」という。）が取りまとめられた。

非医療従事者によるAEDの使用については、報告書を踏まえ取扱うものであるので、貴職におかれてはその内容について了知いただくとともに、当面、下記の点に留意いただき、管内の市町村（特別区を含む。）、関係機関、関係団体に周知するとともに、特にAEDの使用に関し、職域や教育現場で実施される講習も含め、多様な実施主体により対象者の特性を踏まえた講習が実施される等により、AEDの使用に関する理解が国民各層に幅広く行き渡るよう取り組みいただくほか、非医療従事者がAEDを使用した場合の効果について、救急搬送に係る事後検証の仕組みの中での確に把握し、検証するよう努めていただくようお願いする。

記

1 AEDを用いた除細動の医行為該当性（省略）

2 非医療従事者によるAEDの使用について

救命の現場に居合わせた一般市民（報告書第3の3の(4)「講習対象者の活動領域等に応じた講習内容の創意工夫」にいう「業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待・想定されている者」に該当しない者をいうものとする。以下同じ。）がAEDを用いることには、一般的に反復継続性が認められず、同条違反にはならないものと考えられること。

一方、業務の内容や活動領域の性格から一定の頻度で心停止者に対し応急の対応をすることが期待、想定されている者については、平成15年9月12日構造改革特区推進本部の決定として示された、非医療従事者がAEDを用いても医師法違反とならないものとされるための4つの条件、すなわち、

① 医師等を探す努力をしても見つからない等、医師等による速やかな対応を得ることが困難であること

② 使用者が、対象者の意識、呼吸がないことを確認していること

③ 使用者が、AED使用に必要な講習を受けていること

④ 使用されるAEDが医療用具として薬事法上の承認を得ていること

については、報告書第2に示す考え方に沿って、報告書第3の通り具体化されたものであり、これによるものとする。

（以下省略）

図表 2-1-② AEDの国内累計販売台数

(単位：台)

年 販売先	平成 16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
PAD	1,307	10,961	45,417	96,545	164,343	218,050	264,165	310,075	364,959	428,821	516,135
医療機関	5,946	15,766	26,659	35,927	51,100	60,478	67,878	75,296	83,639	93,412	104,721
消防機関	108	2,179	4,061	5,097	6,304	7,345	9,022	10,452	11,690	13,300	15,151
計	7,361	28,906	76,137	137,569	221,747	285,873	341,065	395,823	460,288	535,533	636,007

(注) 1 循環器疾患等の救命率向上に資する効果的な救急蘇生法の普及啓発に関する研究の分担研究報告書「胸骨圧迫のみの簡易型心肺蘇生法を用いたマウストレーニングプログラムの地域展開とその効果検証」(平成 26 年 3 月)に基づき、当局において作表した。平成 26 年の数値は、公益財団法人日本心臓財団のホームページによる。

2 「PAD」とは、公共施設などで一般市民が使用できるAEDをいう。

図表 2-1-③ 広島県内の国の行政機関におけるAEDの設置官署数、設置台数

(平成 28 年 4 月 1 日現在)

(単位：官署、台)

府省庁	AEDの設置等の状況について把握した機関名及び官署数		左のうち、AEDを自ら設置、管理するもの				
	機関名	官署数	官署数	設置台数	官署数	設置台数	
人事院	人事院中国事務局	1	0	0	0	0	
内閣府	公正取引委員会	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所中国支所	1	0	0	0	
	警察庁	中国管区警察局	3	2	4	1	
総務省	中国四国管区行政評価局	1	0	0	0	0	
	中国総合通信局	1	1	1	1	1	
法務省	広島矯正管区	10	9	16	2	2	
	中国地方更生保護委員会	1	0	0	0	0	
	広島保護観察所	2	0	0	0	0	
	広島法務局	8	5	5	5	5	
	広島入国管理局	3	1	1	0	0	
	法務総合研究所広島支所	1	0	0	0	0	
	矯正研修所広島支所	1	1	1	0	0	
検察庁	広島高等検察庁	1	1	15	1	2	
	広島地方検察庁	16	5	5	0	0	
公安調査庁	中国公安調査局	1	0	0	0	0	
財務省	中国財務局	2	1	3	1	3	
	神戸税関広島税関支署	2	0	0	0	0	
	神戸税関呉税関支署	1	0	0	0	0	
	神戸税関福山税関支署	4	0	0	0	0	
	国税庁	広島国税局	17	16	16	16	16
		税務大学校広島研修所	1	1	2	1	1
		広島国税不服審判所	1	0	0	0	0
国税庁長官官房総務課監督評価官室 国税庁広島派遣監督評価官室		1	0	0	0	0	
国税庁長官官房広島派遣国税庁監察官	1	0	0	0	0		
厚生労働省	中国四国厚生局	2	0	0	0	0	
	広島労働局	30	15	15	15	15	
	広島検疫所	4	1	1	0	0	
農林水産省	中国四国農政局(広島県拠点)	2	0	0	0	0	
	中国土地改良調査管理事務所	1	0	0	0	0	
	神戸植物防疫所広島支所	3	0	0	0	0	
	動物検疫所神戸支所広島空港出張所	1	0	0	0	0	
	林野庁	近畿中国森林管理局広島森林管理署	8	1	1	1	1
近畿中国森林管理局広島北部森林管理署		6	1	1	1	1	
経済産業省	中国経済産業局	1	0	0	0	0	
	中国四国産業保安監督部	1	0	0	0	0	
国土交通省	中国地方整備局	37	1	1	1	1	
	中国運輸局	6	2	2	2	2	
	大阪航空局広島空港事務所	1	0	0	0	0	
	国土地理院中国地方測量部	1	0	0	0	0	
	広島地方海難審判所	1	0	0	0	0	
	気象庁	大阪管区気象台広島地方気象台	1	0	0	0	0
運輸安全委員会	運輸安全委員会事務局広島事務所	1	0	0	0	0	

海上保安庁	第六管区海上保安本部	7	4	5	1	1
	海上保安大学校	1	1	4	1	1
環境省	中国四国地方環境事務所広島事務所	2	1	1	1	1
防衛省	中国四国防衛局	1	0	0	0	0
陸上自衛隊	陸上自衛隊第13旅団司令部	8	3	9	0	0
	中部方面混成団第47普通科連隊	1	1	1	0	0
海上自衛隊	海上自衛隊呉地方隊(地方総監部)	1	1	12	0	0
	海上自衛隊幹部候補生学校	1	1	1	1	1
	海上自衛隊第1術科学校	1	1	11	1	1
	自衛隊広島地方協力本部	8	0	0	0	0
合計		219	77	134	52	58

(注) 1 調査結果に基づき、当局において作表した。

2 国の行政機関219官署は、調査対象を建物単位としたことによる延べ数である。

図表2-1-④ 広島県内の裁判所におけるAEDの設置裁判所数及び設置台数

(単位：所、台)

区分	広島県内の 裁判所数	左のうち、AEDを自ら設置、管理 するもの			
		裁判所数	設置台数	このうち、一般市民への利用も想定 したAEDを自ら設置、管理する 裁判所数及び設置台数	
				裁判所数	設置台数
高等裁判所	1	1	3	1	3
地方裁判所	5	4	4	4	4
家庭裁判所	5	1	1	1	1
簡易裁判所	11	6	6	6	6
合計	22	12	14	12	14

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

図表2-1-⑤ 広島県内の国立大学法人、独立行政法人、特殊法人等におけるAEDの設置法人施設数及び設置台数

(単位：所、台)

区分	左記法人が広島 県内に設置する 施設数	左のうち、AEDを自ら設置、管理 するもの			
		法人施設数	設置台数	このうち一般市民への利用も想定 したAEDを自ら設置、管理する法人 施設数及び設置台数	
				法人施設数	設置台数
国立大学法人	23	21	79	19	47
独立行政法人	39	22	88	19	50
特殊法人	748	47	51	31	33
JR西日本	139	39	59	39	59
合計	949	129	277	108	189

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

2 AEDの日常点検の実施状況

調査結果	説明図表番号
<p>AEDは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。)に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理等が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。</p> <p>そのため、厚生労働省は、平成21年4月、各府省庁等に対して、「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(平成21年4月16日付け医政発0416002号・薬食発0416002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知。以下「平成21年通知」という。)を発出し、国の行政機関等が設置又は管理するAEDについて、適切な管理等の徹底を要請している。</p>	図表2-2-①
<p>また、厚生労働省は、平成21年通知に添付した「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(注意喚起及び関係団体への周知依頼)」(平成21年4月16日付け医政発0416001号・薬食発0416001号各都道府県知事宛て厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知)の別紙(以下「平成21年通知の添付文書」という。)において、AEDの設置者等(AEDの設置、管理について責任を有する者、施設の管理者等)はAEDの点検担当者を配置し、日常点検を実施させるよう求めている。</p> <p>今回、当局が広島県内に所在する国の行政機関、裁判所、独立行政法人等におけるAEDの点検担当者の配置状況及び日常点検の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。</p>	図表2-2-①
<p>(1) 国の行政機関</p> <p>自らAEDを設置又は管理している国の行政機関77官署について、AEDの点検担当者の配置状況を調査したところ、67官署が点検担当者を配置し、10官署は点検担当者を配置していなかった。</p>	図表2-2-②
<p>また、AEDの日常点検の実施状況を調査したところ、68官署が日常点検を実施していたが、9官署は実施していなかった。</p>	図表2-2-③
<p>これら9官署では、日常点検を実施していない理由について、i)これまでのところ、AEDを使用した実績もなく、点検を行わなくても、当初の性能等を維持していると考えられたこと(3官署)、ii)日常点検を行う必要があることを知らなかったこと(3官署)、iii)日常点検の方法が分からないこと(2官署)などを挙げている。</p>	図表2-2-④
<p>(2) 裁判所及び独立行政法人等</p> <p>自らAEDを設置又は管理している裁判所12所及び独立行政法人等129施設について、AEDの点検担当者の配置状況を調査したところ、106施設等が点検担当者を配置し、35施設等は点検担当者を配置していなかった。</p>	図表2-2-⑤
<p>また、AEDの日常点検の実施状況を調査したところ、102施設等が日常点検を実施していたが、39施設等は実施していなかった。</p>	図表2-2-⑥
<p>これら39施設等では、日常点検を実施していない理由について、i)日常点検</p>	図表2-2-⑦

<p>を行う必要があることを知らなかったこと（17 施設等）、ii）これまでのところ、AEDを使用した実績もなく、点検を行わなくても、当初の性能等を維持していると考えられたこと（11 施設等）、iii）以前は点検を実施していたが、その後異常もなく、いつの間にか、点検を行わないようになったこと（10 施設等）などを挙げている。</p>	
---	--

図表 2-2-① 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発 0416002 号・薬食発 0416002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知）

医政発第 0416002 号
薬食発第 0416002 号
平成 21 年 4 月 16 日

関係省庁等あて

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

この様な状況を踏まえ、救命救急において AED が使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上に AED の適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、AED の適切な管理等について、AED の設置者等が行うべき事項等を整理し、別添のとおり、各都道府県知事あて通知したので、貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理している AED の適切な管理等の徹底をお願いします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理している AED の適切な管理等が徹底されるよう当該通知の内容について周知いただきますよう御協力願います。

併せて、貴省庁等、地方自治体（消防本部等）及び関係団体等が実施する AED の使用に関する講習会においても、AED の適切な管理等の重要性について幅広く国民に理解されるようにするため、当該対策の実施を含めた AED の適切な管理等の重要性について伝えるよう御協力願います。

(別添)

医政発第 0416002 号

薬食発第 0416002 号

平成 21 年 4 月 16 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について

（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いいたします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。

4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

別紙

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索 (財団法人日本救急医療財団ホームページ) URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

(別添1及び別添2については、省略)

図表 2-2-② AEDを自ら設置、管理する国の行政機関におけるAED点検担当者の配置状況

AEDを自ら設置、管理する官署	AEDを自ら設置、管理する官署	
	点検担当者を配置している官署	点検担当者を配置していない官署
77 官署 (100%) [134 台]	67 官署 (87.0%) [112 台]	10 官署 (13.0%) [22 台]

- (注) 1 調査結果に基づき、当局において作表した。
2 表中の[]内の数値は、該当の国の行政機関が設置、管理するAEDの台数である。

図表 2-2-③ AEDを自ら設置、管理する国の行政機関におけるAEDの日常点検の実施状況

AEDを自ら設置、管理する官署	AEDを自ら設置、管理する官署	
	日常点検を実施している官署	日常点検を実施していなかった官署
77 官署 (100%) [134 台]	68 官署 (88.3%) [113 台]	9 官署 (11.7%) [21 台]

- (注) 1 調査結果に基づき、当局において作表した。
2 表中の[]内の数値は、該当の国の行政機関が設置、管理するAEDの台数である。

図表 2-2-④ AEDを自ら設置、管理する国の行政機関において日常点検を実施していなかった理由

日常点検を実施していなかった理由	官署数
・これまでのところ、AEDを使用した実績もなく、点検を行わなくても、当初の性能等を維持していると考えられたこと	3 官署
・日常点検を行う必要があることを知らなかったこと	3 官署
・点検の方法が分からないこと	2 官署
・販売業者や修理業者と保守契約を結んでいること	2 官署
・点検の実施について、前任者からの引継ぎがなかったこと	1 官署
・以前は点検を実施していたが、その後異常もなく、いつの間にか、点検を行わないようになったこと	1 官署

- (注) 1 調査結果に基づき、当局において作表した。
2 複数の理由を回答している官署があるため、理由を挙げた官署数の合計と日常点検を実施していなかった官署数は一致しない。

図表 2-2-⑤ AEDを自ら設置、管理する裁判所、独立行政法人等におけるAED点検担当者の配置状況

AEDを自ら設置、管理する裁判所及び独立行政法人等	点検担当者を配置している裁判所及び独立行政法人等	点検担当者を配置していない裁判所及び独立行政法人等
141 施設等 (100%) [291 台]	106 施設等 (75.2%) [252 台]	35 施設等 (24.8%) [39 台]

(注) 1 調査結果に基づき、当局において作表した。

2 表中の[]内の数値は、該当の裁判所及び独立行政法人等が設置、管理するAEDの台数である。

図表 2-2-⑥ AEDを自ら設置、管理する裁判所、独立行政法人等におけるAEDの日常点検の実施状況

AEDを自ら設置、管理する裁判所及び独立行政法人等	日常点検を実施している裁判所及び独立行政法人等	日常点検を実施していなかった裁判所及び独立行政法人等
141 施設等 [291 台]	102 施設等 (72.3%) [251 台]	39 施設等 (27.7%) [40 台]

(注) 1 調査結果に基づき、当局において作表した。

2 表中の[]内の数値は、該当の裁判所及び独立行政法人等が設置、管理するAEDの台数である。

図表 2-2-⑦ AEDを自ら設置、管理する裁判所、独立行政法人等において日常点検を実施していなかった理由

日常点検を実施していなかった理由	施設等数
・日常点検を行う必要があることを知らなかったこと	17 施設等
・これまでのところ、AEDを使用した実績もなく、点検を行わなくても、当初の性能等を維持していると考えられたこと	11 施設等
・以前は点検を実施していたが、その後異常もなく、いつの間にか、点検を行わないようになったこと	10 施設等
・点検の実施について、上部機関からの指示がないこと	5 施設等
・販売業者や修理業者と保守契約を結んでいること	4 施設等
・点検の方法が分からないこと	2 施設等
・点検の実施について、前任者からの引継ぎがなかったこと	1 施設等
・その他の理由	5 施設等

(注) 1 調査結果に基づき、当局において作表した。

2 複数の理由を回答している裁判所、独立行政法人等があるため、理由を挙げた施設等数の合計と日常点検を実施していなかった裁判所、独立行政法人等の施設等数は一致しない。

3 AEDの設置情報の登録状況

調 査 結 果	説明図表番号
<p>一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）は、AEDの設置者に対し、製造販売業者等を通じてAEDの設置場所等に関する情報（以下「AEDの設置情報」という。）を財団へ登録するよう要請している。</p>	図表2-3-①
<p>また、厚生労働省は、地域住民や救急医療に関わる機関が必要な時に迅速に対応するために、あらかじめAEDの設置情報を把握することや製造販売業者からのリコール等の安全性情報を迅速・確実に受けることが重要であるとして、同省のホームページを通じて、AED設置者に対して、AEDの設置情報を財団へ登録するよう周知、要請している。</p>	図表2-3-②
<p>なお、財団へ登録する情報は、AEDごとに、i) 設置年月日、ii) 設置施設種別区分、iii) 設置施設名及び設置施設の住所、iv) 設置場所概要（建物名、設置位置）、v) 点検担当者の配置、vi) 使用可能日・使用可能時間帯などとなっている。</p>	
<p>今回、当局が広島県内に所在する国の行政機関、裁判所、独立行政法人等における、AEDの設置情報の財団への登録状況を調査した結果は、次のとおりである。</p>	
<p>(1) 国の行政機関における登録状況</p>	
<p>自らAEDを設置又は管理している国の行政機関77官署について、AEDの設置情報の財団へ登録状況を調査したところ、保有する全部のAEDの設置情報を財団へ登録していない官署が25官署、保有する一部のAEDの設置情報を財団へ登録していない官署が3官署みられた。</p>	図表2-3-③
<p>これらの計28官署では、AEDの設置情報を財団へ登録していない理由について、i) 保有するAEDを一般市民が利用することは想定しておらず、そのような場合には、財団へ登録しなくてよいと誤解していたこと（21官署）、ii) 登録制度について承知していなかったこと（6官署）、iii) 登録することについて、上部機関から指示がなかったこと（4官署）などを挙げている。</p>	図表2-3-④
<p>(2) 裁判所、独立行政法人等における登録状況</p>	
<p>自らAEDを設置又は管理している裁判所12所及び独立行政法人等129施設について、AEDの設置情報の財団へ登録状況を調査したところ、保有する全部のAEDの設置情報を財団へ登録していない施設等が36施設等、保有する一部のAEDの設置情報を財団へ登録していない官署が4施設等みられた。</p>	図表2-3-⑤
<p>これらの裁判所や独立行政法人等では、AEDの設置情報を財団へ登録していない理由について、i) 登録制度について承知していなかったこと（24施設等）ii) 保有するAEDを一般市民が利用することは想定しておらず、そのような場合には、財団へ登録しなくてよいと誤解していたこと（7施設等）、iii) 登録することについて、上部機関から指示がなかったこと（4施設等）などを挙げている。</p>	図表2-3-⑥

図表 2-3-① 一般財団法人日本救急医療財団のホームページにおける AED の設置情報の登録の
お願い（抜粋）

平成 27 年 10 月 1 日版

新規登録：『新しく AED 設置登録をされる皆様へのお願い』

1. AED 設置登録情報の登録をお願いします

AED 設置情報の登録は、突然倒れた人の命を救うために役立てられます。
購入された AED に同梱されている「AED 設置情報の登録書」を利用してください。

*平成 27 年 6 月 30 日以前に AED を購入、設置された方へ

「AED 設置情報の登録書」が同梱されていないので、購入された AED 製造・販売会社（連絡先を<<別表>>に示します）に連絡して、この登録書を入手し登録手続きを進めてください。

2. AED 設置登録情報を新規に登録する方法は Web あるいは FAX の 2 種類があります

【Web による登録】 Web による登録をおすすめします！

Web にて AED 設置施設住所を登録すると、AED マップ上に即時に「ピン」が立ちますので、このピンを移動させて登録を完了できます。一方、FAX による登録では AED マップに「ピン」が立つのは約 2 週間後になりますので、登録されたことを確認したい場合は不便です。

「AED 設置情報の登録書」の最下段に記載されている URL にアクセスし、メールアドレスを入力して送信してください。自動送信によりメールが届きますので、その後は自動送信メールの内容に従って登録を進めてください。

AED 設置登録情報の登録手順は 新規登録「Web による登録マニュアル」 に詳しく説明していますので参照してください。

【FAX による登録】

「AED 設置情報の登録書」に必要事項を記入して、登録書の最下段に記載されている FAX 番号に送信してください。

約 2 週間後に登録内容確認のメールが届きます。メールに記載されている URL にアクセスし、AED マップ上のピンを AED 設置場所に移動してください。

AED 設置登録情報の登録手順は 新規登録「FAX による登録マニュアル」 に詳しく説明していますので参照してください。

（注）財団のホームページによる。

図表 2-3-② 厚生労働省のホームページ（AEDの設置情報を財団へ登録することについてのお願い）

いざという時、きちんと使えるように 日頃から**AED**を点検しましょう！



いざという時に、AED（自動体外式除細動器）がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

いざという時に、AED（自動体外式除細動器）がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケーター*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

*AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

*製造・販売会社から提供されます。

【問い合わせ先】

製品名	製造・販売会社	連絡先	ホームページ
パラメディック (Paramedic) アイパッド (IPAD) シーユー (CU)	日本CUメディカルシステム株式会社	AEDコールセンター 0120-910-256	http://www.japan-cu.com/
カルジオライフ (cardiolife)	日本光電工業株式会社	保守受付センター 0120-233-821	http://www.aed-life.com/
ライフバック (LIFEPAK)	フィジオコントロールジャパン株式会社	ライフバックお客様センター 0120-715-545	http://www.physio-control.jp/
ハートスタート (HEARTSTART)	株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン	AEDコールセンター 0120-802-337	http://www.philips.co.jp/AED/index.page
ZOLL AED Plus 半自動除細動器	旭化成ゾールメディカル株式会社	旭化成AEDコールセンター 0800-222-0889	http://www.ak-zoll.com/
パワーハート G3 HDF-3000	オムロンヘルスケア株式会社	AEDカスタマーサポートセンター 0120-401-066	http://www.aedomron.co.jp/

<AEDの設置情報登録のお願い>

AEDの設置情報を登録いただくことは、設置場所の把握や製造・販売会社からの安全性情報の提供のために重要です。AEDを適切に管理し、いざという時に役立たせるために、設置情報の登録にご協力ください。設置情報の登録方法は、AEDの製造・販売会社にお問い合わせください。登録情報は非公開とすることもできますので、ご相談ください。

(参考) AED設置場所検索 (一般財団法人日本救急医療財団)
<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>



厚生労働省

厚生労働省 医薬食品局安全対策課 電話：03-5253-1111（代表）内線2751,2758
AEDの管理について詳細はホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_jiryou/iyakuhin/aed/
ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医薬品・医療機器
> AEDの点検をしていますか

- 19 -

図表 2-3-③ 自ら AED を設置、管理する国の行政機関における AED の設置情報の財団への登録状況（平成 27 年 12 月 1 日現在）

自ら AED を設置、管理する官署	保有する全部の AED の設置情報を登録	保有する全部又は一部の AED の設置情報が未登録	保有する全部の AED の設置情報が未登録	保有する一部の AED の設置情報が未登録	登録状況が不明
77 官署 (100%)	33 官署 (42.9%)	28 官署 (36.3%)	25 官署 (32.5%)	3 官署 (3.9%)	16 官署 (20.8%)

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 2-3-④ 保有する全部又は一部の AED の設置情報が未登録の官署が AED の設置情報を財団へ登録していない理由

区分	AED の設置情報が未登録の理由	左記の理由を挙げた官署数
保有する全部の AED の設置情報が未登録の 25 官署	・ AED を一般市民が利用することは想定しておらず、そのような場合は財団へ登録しなくてよいと誤解していたこと	18 官署
	・ 登録制度について承知していなかったこと	6 官署
	・ 上部機関からの指示がなかったこと	4 官署
	・ 前任者からの引継ぎがなかったこと	1 官署
	・ 登録手続を失念していたこと	1 官署
	・ その他の理由	3 官署
保有する一部の AED の設置情報が未登録の 3 官署	・ AED を一般市民が利用することは想定しておらず、そのような場合は財団へ登録しなくてよいと誤解していたこと	3 官署
	・ 理由不明	1 官署

(注) 1 調査結果に基づき、当局において作表した。

2 複数の理由を回答している官署があるため、理由を挙げた官署数の合計と AED の設置情報が未登録の官署数は一致しない。

図表 2-3-⑤ 自ら AED を設置、管理する裁判所、独立行政法人等における AED の設置情報の財団への登録状況（平成 27 年 12 月 1 日現在）

自ら AED を設置、管理する法人等	保有する全部の AED の設置情報を登録	保有する全部又は一部の AED の設置情報が未登録	保有する全部の AED の設置情報が未登録	保有する一部の AED の設置情報が未登録	登録状況が不明
141 施設等 (100%)	53 施設等 (37.6%)	40 施設等 (28.4%)	36 施設等 (25.5%)	4 施設等 (2.8%)	48 施設等 (34.1%)

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 2-3-⑥ 保有する全部又は一部の AED の設置情報が未登録の裁判所、独立行政法人等が AED の設置情報を財団へ登録していない理由

区分	AED の設置情報が未登録の理由	左記の理由を挙げた施設等数
保有する全部の AED の設置情報が未登録の 36 施設等	・登録制度について承知していなかったこと	27 施設等
	・AED を一般市民が利用することは想定しておらず、そのような場合は財団へ登録しなくてよいと誤解していたこと	4 施設等
	・上部機関からの指示がなかったこと	4 施設等
	・その他の理由	5 施設等
保有する一部の AED の設置情報が未登録の 4 施設等	・AED を一般市民が利用することは想定しておらず、そのような場合は財団へ登録しなくてよいと誤解していたこと	3 施設等
	・理由不明	2 施設等

(注) 1 調査結果に基づき、当局において作表した。

2 複数の理由を回答している官署があるため、理由を挙げた施設等数の合計と AED の設置情報が未登録の施設等数は一致しない。

4 AEDの使用に関する講習の実施状況

調査結果	説明図表番号
<p>厚生労働省が平成25年9月に公表した「AEDの適正配置に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)によると、AEDの設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命措置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくことが必要であるとされている。</p> <p>それ以外の一般市民についても、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要があるとされている。</p> <p>今回、当局が広島県内に所在する国の行政機関、裁判所及び独立行政法人等における、職員に対するAEDの使用に関する講習(以下「講習」という。)の実施状況を調査した結果は、次のとおりである。</p>	<p>図表2-4-①</p>
<p>(1) 国の行政機関における講習の実施状況</p>	
<p>ア AEDを自ら設置、管理している官署における講習の実施状況</p>	
<p>ア) 合同庁舎の管理官署における講習の実施状況</p>	
<p>広島県内に所在する国の行政機関 219 官署のうち、合同庁舎の管理官署であって、自らAEDを設置、管理している官署は7官署である。</p>	<p>図表2-4-②</p>
<p>この7官署について、直近3年間(平成24年度～26年度)における入居官署の職員を対象とした講習の実施状況をみると、5官署(71.4%)は当該講習を実施していたが、2官署(28.6%)は実施していなかった。</p>	
<p>これら2官署は、入居官署の職員を対象とした定期的な講習を実施していない理由について、i) 職員数が少なく、講習受講のために職員が抜けると業務に支障が生じるおそれがあること(1官署)、ii) 業務が多忙で、日程調整ができなかったこと(1官署)を挙げている。</p>	<p>図表2-4-③</p>
<p>イ) 単独庁舎等に入居する官署における講習の実施状況</p>	
<p>広島県内に所在する国の行政機関 219 官署のうち、単独庁舎等に入居し、自らAEDを設置、管理している官署は70官署である。</p>	<p>図表2-4-④</p>
<p>この70官署について、直近3年間における自官署の職員を対象とした講習の実施状況をみると、50官署(71.4%)は当該講習を実施していたが、20官署(28.6%)は実施していなかった。</p>	
<p>これら20官署は、自官署の職員を対象とした講習を実施していない理由について、i) 上部機関からの指示がなかったこと(6官署)、ii) 講習の実施方法が分からないこと(4官署)、iii) 講習を実施する必要があることを知らなかったこと(3官署)などを挙げている。</p>	<p>図表2-4-⑤</p>
<p>イ 自らはAEDを設置、管理していないが、入居している合同庁舎等に共用のAEDが設置されているとする国の行政機関における講習の実施状況</p>	
<p>広島県内に所在する国の行政機関 219 官署のうち、自らはAEDを設置、管理していないが、入居している合同庁舎や民間施設等に共用のAEDが設置されているとする官署は50官署である。</p>	
<p>この50官署について、直近3年間における自官署の職員を対象とした講習の</p>	<p>図表2-4-⑥</p>

<p>実施状況をみると、32 官署（64％）は講習を実施していたが、18 官署（36％）は実施していなかった。</p> <p>これら 18 官署は、自官署の職員を対象とした講習を実施していない理由について、i）講習を実施する必要があることを知らなかったこと（10 官署）、ii）上部機関からの指示がなかったこと（9 官署）、iii）職員数が少なく、講習を受講するため職員が抜けると、業務に支障が生じるおそれがあること（3 官署）などを挙げている。</p>	<p>図表 2-4-⑦</p>
<p>(2) 独立行政法人等における講習の実施状況</p>	
<p>ア AEDを自ら設置、管理している裁判所、独立行政法人等における講習の実施状況</p>	
<p>広島県内に所在する裁判所 22 所、独立行政法人等 949 施設のうち、自ら AED を設置、管理している施設等は、12 所、129 施設である。</p>	
<p>これらの計 141 施設等について、直近 3 年間における自施設の職員を対象とした講習の実施状況をみると、108 施設等（76.6％）は講習を実施していたが、33 施設等（23.4％）は講習を実施していなかった。</p>	<p>図表 2-4-⑧</p>
<p>これら 33 施設等は、自施設の職員を対象とした講習を実施していない理由について、i）講習を実施する必要があることを知らなかったこと（9 施設等）、ii）上部機関の指示がなかったこと（8 施設等）、iii）過去に実施したことがあるため不要と判断したこと（6 施設等）などを挙げている。</p>	<p>図表 2-4-⑨</p>
<p>イ 自らは AED を設置、管理していないが、入居している民間施設等に共用の AED が設置されているとする独立行政法人等における講習の実施状況</p>	
<p>広島県内に所在する独立行政法人等 129 施設のうち、自らは AED を設置、管理していないが、入居している民間施設等に共用の AED が設置されているとする施設は、25 施設である。</p>	
<p>この 25 施設について、直近 3 年間における自施設の職員を対象とした講習の実施状況をみると、11 施設（44％）は講習を実施していたが、14 施設（56％）は講習を実施していなかった。</p>	<p>図表 2-4-⑩</p>
<p>これら 14 施設は、自施設の職員を対象とした講習を実施していない理由について、i）講習を実施する必要があることを知らなかったこと（4 施設）、ii）上部機関の指示がなかったこと（2 施設）、iii）職員数が少なく、講習を受講するため職員が抜けると業務に支障が生じるおそれがあること（2 施設）などを挙げている。</p>	<p>図表 2-4-⑪</p>

図表 2-4-① AEDの適正配置に関するガイドライン（AEDの使用についての教育訓練の重要性に関する部分を抜粋）

AEDの適正配置に関するガイドライン

本ガイドラインの趣旨

1. はじめに
2. AED設置が求められる施設
3. AEDの施設内での配置方法
4. AEDの管理と配置情報の公開
5. その他AEDの設置・配備が求められる状況
6. AEDの使用の教育・訓練の重要性

各項目の内容は省略。

AEDの設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。設置されたAEDを維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要である。次に、設置施設の関係者や住民等にそのAEDの設置場所を周知させる努力も欠かせない。

そして、教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことも忘れてはならない。心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識は向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されている。心肺蘇生法の普及、実施割合が不十分な現状、AEDがあったにもかかわらず、使用されない事例の報告が知られている、AEDを有効に活用し、心停止例の救命率を向上させるために、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般市民の心肺蘇生法に対する理解を深め、AEDを用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やす必要がある。教育と訓練に当たっては、AED設置施設の関係者とそれ以外の一般市民に分けて対策を進めることが有効かつ効率的と思われる。

(1) AED設置施設関係者に対する教育と訓練

AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的を受けておく必要がある。合わせて、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望まれる。

(2) それ以外の一般市民に対する教育と訓練

AED設置施設関係者以外でも、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要がある。これまで、多大な労力とコストを要することが心肺蘇生法普及の障害の一つとなってきたが、近年、良質な胸骨圧迫とAEDによる早期の電気ショックの重要性が強調されるとともに、胸骨圧迫のみの心肺蘇生とAEDの組み合わせの有効性が示されている。胸骨圧迫のみに心肺蘇生法を単純化することによって、短時間の教育でも一般市民が、心肺蘇生法とAEDの使い方を習得できることが示されている。中でも、AEDが使用可能な状況下では、胸骨圧迫の実施と、AEDを用いた早期電気ショックが効果的であることは実証されており、全ての国民が、少なくとも胸骨圧迫とAEDの使用を実践できるように、更なる心肺蘇生法の教育・普及が求められている。(以下省略)

図表 2-4-② 合同庁舎の管理官署における入居官署の職員を対象とした講習の実施状況
(平成 24 年度～26 年度)

共用の A E D を設置、管理している合同庁舎の管理官署	直近 3 年間に、入居官署の職員を対象として講習を実施している管理官署	直近 3 年間に、入居官署の職員を対象として講習を実施していない管理官署
7 官署 (100%)	5 官署 (71.4%)	2 官署 (28.6%)

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 2-4-③ 合同庁舎の管理官署が入居官署の職員を対象とした講習を実施しない理由

理 由	左記の理由を挙げる官署数
・職員数が少なく業務に支障があること	1 官署
・業務が多忙で、日程調整ができなかったこと	1 官署

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 2-4-④ 単独庁舎等に入居する官署における自官署の職員を対象とした講習の実施状況

単独庁舎等に入居し、専用の A E D を設置又は管理している官署数	直近 3 年間に、自官署の職員を対象とした講習を実施している官署	直近 3 年間に、自官署の職員を対象とした講習を実施していない官署
70 官署 (100%)	50 官署 (71.4%)	20 官署 (28.6%)

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 2-4-⑤ 単独庁舎等に入居する官署が自官署の職員を対象とした講習を実施しない理由

理 由	左記の理由を挙げる官署数
・上部機関の指示がなかったこと	6 官署
・講習の実施方法が分からないこと	4 官署
・講習を実施する必要があることを知らなかったこと	3 官署
・業務多忙により、日程調整ができないこと	3 官署
・前任者からの引継ぎがなかったこと	2 官署
・過去に実施したことがあるため不要と判断したこと	2 官署
・講師等が付近にいないこと	2 官署
・職員数が少なく、講習のために抜けると業務に支障があること	1 官署
・その他	17 官署

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 2-4-⑥ 共用のAEDが設置されている合同庁舎等に入居しているが、自らはAEDを設置、管理していない官署における講習の実施状況

共用のAEDが設置されている合同庁舎等に入居しているが、自らはAEDを設置、管理していない官署	直近3年間に、自官署の職員を対象とした講習を実施（合同庁舎の管理官署が主催する講習へ参加することを含む。）している官署	直近3年間に、自官署の職員を対象とした講習を実施していない官署
50 官署（100%）	32 官署（64%）	18 官署（36%）

（注）調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 2-4-⑦ 共用のAEDが設置されている合同庁舎等に入居しているが、自らはAEDを設置、管理していない官署が自官署の職員を対象とした講習を実施しない理由

理 由	左記の理由を挙げる官署数
・講習を実施する必要があることを知らなかったこと	10 官署
・上部機関の指示がなかったこと	9 官署
・職員数が少なく、講習のために抜けると業務に支障があること	3 官署
・講習の実施方法が分からないこと	3 官署
・前任者からの引継ぎがなかったこと	1 官署
・その他の理由	4 官署

（注）調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 2-4-⑧ 自らAEDを設置、管理している裁判所、独立行政法人等における講習の実施状況

自らAEDを設置、管理している裁判所、独立行政法人等	直近3年間に、自施設の職員を対象とした講習を実施している裁判所、独立行政法人等	直近3年間に、自施設の職員を対象とした講習を実施していない裁判所、独立行政法人等
141 施設等（100%）	108 施設等（71.5%）	33 施設等（23.4%）

（注）調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 2-4-⑨ 自ら AED を設置、管理している裁判所、独立行政法人等が自施設等の職員を対象とした講習を実施しなかった理由

理 由	左記の理由を挙げる施設等数
・講習を実施する必要があることを知らなかったこと	9 施設等
・上部機関の指示がなかったこと	8 施設等
・過去に実施したことがあり、不要と判断したこと	6 施設等
・業務多忙が多忙で、日程調整ができなかったこと	5 施設等
・講習の実施方法が分からないこと	4 施設等
・前任者からの引継ぎがなかったこと	3 施設等
・職員数が少なく、講習のために抜けると業務に支障があること	3 施設等
・その他の理由	10 施設等

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 2-4-⑩ 自らは AED を設置又は管理していないが、入居している民間施設等に共用の AED が設置されているとする裁判所及び独立行政法人等における講習の実施状況

自らは AED を設置、管理 していないが、入居している 民間ビル等に共用の AED が設置されている裁判所及び 独立行政法人等	直近 3 年間に、自施設の職員を対 象とした講習を実施している裁判 所及び独立行政法人等	直近 3 年間に自施設等の職員を対 象とした講習を実施していない裁 判所及び独立行政法人等
25 施設等 (100%)	11 施設等 (44%)	14 施設等 (56%)

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 2-4-⑪ 入居している民間施設等に共用のAEDが設置されているとする裁判所及び独立行政法人等が自施設の職員を対象とした講習を実施しなかった理由

理 由	左記の理由を挙げる施設等数
・講習を実施する必要があることを知らなかったこと	4 施設等
・上部機関の指示がなかったこと	2 施設等
・職員数が少なく、講習のために抜けると業務に支障があること	2 施設等
・業務が多忙で、日程調整ができなかったこと	1 施設等
・警備員や施設管理担当者等の特定の者がAEDの操作を行うこととなっていること	1 施設等
・過去に実施したことがあること	1 施設等
・その他の理由	9 施設等

第3 AEDの維持管理状況等に関する実地調査の結果

1 AEDの維持管理状況

(1) 制度等の概要

調 査 結 果	説明図表番号
<p>ア 日常点検</p> <p>AEDは、医薬品医療機器等法に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理等が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器である。</p> <p>そのため、厚生労働省は平成 21 年通知を発出し、国の行政機関等が設置、管理するAEDの適切な管理等の徹底を要請している。</p> <p>また、厚生労働省は、平成 21 年通知の発出後も、一部のAEDの維持管理が適切に行われていない実態について総務省から指摘(「AEDの設置拡大、適切な管理等について(あっせん)」(平成 25 年 3 月 26 日付け総評相第 64 号))を受けたことなどから、平成 25 年 9 月、各府省庁等に対して、「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(再周知)」(平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 7 号・薬食発 0927 第 2 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知)を発出し、国の行政機関等が設置、管理するAEDについて、再度、適切な管理等の徹底を要請している。</p> <p>平成 21 年通知の添付文書や厚生労働省ホームページによると、AEDの日常点検は、点検担当者を定めた上で、i) AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを確認するとともに、点検結果を記録、保管すること、ii) AED本体や収納ケース等に電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施することとされており、点検担当者は、これらの点検作業を継続的に実施することが重要である。</p>	<p>図表 3-1-① (図表 2-2-①の再掲)</p> <p>図表 3-1-②</p> <p>図表 3-1-③</p>
<p>イ AEDの設置場所の案内</p> <p>厚生労働省が平成 25 年 9 月に公表したガイドラインは、一般市民が利用可能なAEDの設置場所を案内することにより、AEDの効率的で円滑な利用を促し、病院外心停止の救命を促進することを目的としており、施設内のAEDについては、i) 設置場所が容易に把握できるように施設内の見やすい場所に配置すること、ii) 位置を示す掲示又は位置案内のサインボードなどを適切に掲示すること、iii) 誰もがアクセスしやすい場所にAEDが配置され、保管ケース等には鍵をかけないこと、iv) インジケータが見やすく日常点検がしやすい場所へ配置することなどとしている。</p>	<p>図表 3-1-④</p>

図表 3-1-① 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発 0416002 号・薬食発 0416002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知）

医政発第 0416002 号
薬食発第 0416002 号
平成 21 年 4 月 16 日

関係省庁等あて

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

このような状況を踏まえ、救命救急において AED が使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上に AED の適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、AED の適切な管理等について、AED の設置者等が行うべき事項等を整理し、別添のとおり、各都道府県知事あて通知したので、貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理している AED の適切な管理等の徹底をお願いします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理している AED の適切な管理等が徹底されるよう当該通知の内容について周知いただきますよう御協力願います。

併せて、貴省庁等、地方自治体（消防本部等）及び関係団体等が実施する AED の使用に関する講習会においても、AED の適切な管理等の重要性について幅広く国民に理解されるようにするため、当該対策の実施を含めた AED の適切な管理等の重要性について伝えるよう御協力願います。

(別添)

医政発第 0416002 号

薬食発第 0416002 号

平成 21 年 4 月 16 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について

（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。

4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

別紙

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

（参考）AED設置場所検索（財団法人日本救急医療財団ホームページ）URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

（別添1及び別添2については、省略）

図表 3-1-② 「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(再周知)」(平成 25 年 9 月 27 日付け医政発 0927 第 7 号・薬食発 0927 第 2 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知)

	医政発0927第7号 薬食発0927第2号 平成25年9月27日
(別記1) 殿	厚生労働省医政局長 厚生労働省医薬食品局長
自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について(再周知)	
標記については、「自動体外式除細動器(AED)の適切な管理等の実施について」(平成21年4月16日付け医政発第0416002号、薬食発第0416002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長通知。以下「21年通知」という。)により、AEDが救命救急で使用される際に、管理の不備により性能を発揮できないなどの重大な事態の発生を防止するため、貴省庁等がその庁舎(出先機関を含む。以下同じ。)等で設置・管理しているAEDの適切な管理等の徹底をお願いしているところです。	
今般、各都道府県知事に対し、管内に設置されているAEDについて、管理者が維持管理の方法を十分に理解して日頃から意識するとともに、製造販売業者等が提供する維持管理の各種サービスの活用も検討するよう、別添写しのとおり通知したので、御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎等で設置・管理しているAEDの適切な管理等の再度の徹底をお願いいたします。	
また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対し、その関係団体及び会員が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう、この通知の内容を再度周知いただきますよう御協力をお願いいたします。	
(別添写しについては省略)	

いざという時、きちんと使えるように 日頃から**AED**を点検しましょう！



いざという時に、AED（自動体外式除細動器）がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に働く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

[日常点検での確認事項]

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケータ*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

* AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

* 製造・販売会社から提供されます。

(略)

AEDの点検、ここがポイント！

継続的な点検が大事

いざという時のために、AEDの点検は継続的に実施することが重要です。うっかり忘れないように、点検の記録をつけ、定期的にチェックする習慣をつけましょう。点検の担当者が代わった時は注意が必要です。点検の必要性を十分に認識するとともに、しっかり引き継ぎをしましょう。

(以下、略)

図表 3-1-④ AEDの適正配置に関するガイドライン（AEDの施設内での配置に関する部分を抜粋）

AEDの適正配置に関するガイドライン	
<p>本ガイドラインの趣旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに 2. AED設置が求められる施設 3. AEDの施設内での配置方法 (略) 	<div style="font-size: 3em;">}</div> <p>各項目の内容は省略</p>
<p>更に、日本の別の研究では、市民が心停止を目撃してから、119番通報（心停止を認識し行動する）までに2、3分を要することが示されている。</p> <p>市民にその処置をゆだねるという性質上、ある程度高い救命率が期待できる状況で、AEDの使用を促す必要があり、以下のように電気ショックまでの時間を短縮するような配置上の工夫が望まれる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 目撃された心停止の大半に対し、心停止発生から長くても5分以内にAEDの装着ができる体制が望まれる。そのためには、施設内のAEDはアクセスしやすい場所に配置されることが望ましい。たとえば学校では、放課後のクラブ活動におけるアクセスを重視して、保健室より運動施設への配置を優先すべきである。 (2) AEDの配置場所が容易に把握できるように施設の見やすい場所に配置し、位置を示す掲示、或いは位置案内のサインボードなどを適切に掲示されていることが求められる。 (3) AEDを設置した施設の全職員が、その施設内におけるAEDの正確な設置場所を把握していることが求められる。 (4) 可能な限り24時間、誰もが使用できることが望ましい。使用に制限がある場合は、AEDの使用可能状況について情報提供することが望ましい。 (5) インジケータが見えやすく日常点検がしやすい場所への配置、温度（夏場の高温や冬場の低温）や風雨による影響などを考慮し、壊れにくい環境に配置することも重要である。 	
<p>（表3：AEDの施設内での配置に当たって考慮すべきこと）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 心停止から5分以内に除細動が可能な配置 <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場から片道1分以内の密度で配置 ・ 高層ビルなど、ではエレベーターや階段等の近くへの配置 ・ 広い工場などでは、AED配置場所への通報によって、AED管理者が現場に直行する体制、自転車やバイク等の移動手段を活用した時間短縮を考慮 2 分かりやすい場所（入口付近、普段から目に入る場所、多くの人を通る場所、目立つ看板） 3 誰もがアクセスできる（カギをかけない、あるいはガードマン等、常に使用できる人がいる） 4 心停止のリスクがある場所（運動場や体育館等）の近くへの配置 5 AED配置場所の周知（施設案内図へのAED配置図の表示、エレベーター内パネルにAED配置フロアの明示等） 6 壊れにくく管理しやすい環境への配置 	
<p>（以下略）</p>	

(2) 国の行政機関におけるAEDの適切な維持管理の推進

通 知	説明図表番号
<p>ア 日常点検</p> <p>今回、当局がAEDの維持管理状況等に関する実地調査の対象とした国の行政機関10官署のうち、自らAEDを設置、管理している9官署（以下「調査対象9官署」という。）について、AEDの日常点検の実施状況を調査したところ、全ての官署において点検担当者を配置して点検を実施していたが、中には、次のとおり、点検が不十分な事例等が7事例みられた。</p> <p>① 電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルのAED本体等への取付方法が適切でなかったり、表示ラベルの記載内容が間違っているにもかかわらず、日常点検で見過ごしていたもの（4官署5事例）</p> <p>② 点検結果を記録していないもの（2官署2事例）</p> <p>これらの官署では、点検の内容等が適切でなかった理由について、平成21年通知の添付文書等で示されている点検事項等について、十分に承知していなかったことを挙げている。</p>	<p>図表3-1-⑤</p> <p>事例表3-1-①</p> <p>事例表3-1-②</p>
<p>イ AEDの設置場所の案内</p> <p>今回、調査対象9官署において、掲示等によるAEDの設置場所の案内状況を調査したところ、庁舎入口や執務室入口、1階フロア、エレベーターホール、エレベーター内等に、AEDの設置場所を案内する掲示を行った方がよいと考えられる事例が5官署において5事例みられた。</p> <p>これらの官署では、ガイドラインのとおりAEDの設置場所を来庁者等に分かりやすく案内しなければならないことについて、十分な認識がなかったとしている。</p>	<p>図表3-1-⑥</p> <p>事例表3-1-③</p>
<p>【所見】</p> <p>したがって、関係行政機関は、緊急時にAEDの性能が発揮できない事態を防ぐとともに、来庁者等がAEDの設置場所へより迅速にアクセスし、使用できる環境を整備する観点から、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① 平成21年通知の添付文書等で示されている点検事項を十分に確認の上、日常点検の際には、表示ラベルのAED本体等への取付けや記載内容が適切かどうかについても点検を行うこと（広島法務局、同局東広島支局、広島西条公共職業安定所、福山公共職業安定所）。</p> <p>また、日常点検の結果を記録していない官署については、点検結果を記録し保管すること（広島西条公共職業安定所、福山公共職業安定所）。</p> <p>② ガイドラインの内容を十分に確認の上、来庁者等のためにAEDの設置場所を案内する掲示を行った方がよいと考えられる場所について、必要な対応を行うこと（広島法務局、同局東広島支局、同局三次支局、廿日市税務署、福山公共職業安定所）。</p>	

図表 3-1-⑤ 日常点検に関する当局調査結果の概要（国の行政機関）

区分		A E D の設置台数	点検担当者の配置の有無 〔有：○〕 〔無：×〕	日常点検の実施の有無 〔有：○〕 〔無：×〕	点検内容が適切でない事例の有無 〔有：×〕 〔無：○〕	点検結果の記録の有無 〔有：○〕 〔無：×〕
合同庁舎の管理官署	広島法務局東広島支局	1台	○	○	×	○
	中国財務局	3台	○	○	○	○
	廿日市税務署	1台	○	○	○	○
単独庁舎等の入居官署	広島法務局	1台	○	○	×	○
	広島法務局三次支局	1台	○	○	○	○
	三原税務署	1台	○	○	○	○
	福山公共職業安定所	1台	○	○	×	×
	広島西条公共職業安定所	1台	○	○	×	×
	広島運輸支局	1台	○	○	○	○

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

図表 3-1-⑥ A E D の設置場所の案内に関する当局調査結果の概要（国の行政機関）

区分		A E D の設置台数	A E D の設置場所を案内する掲示等を行った方がよいと考えられる事例の有無（事例有り：×、事例無し：○）
合同庁舎の管理官署	広島法務局東広島支局	1台	×
	中国財務局	3台	○
	廿日市税務署	1台	×
単独庁舎等の入居官署	広島法務局	1台	×
	広島法務局三次支局	1台	×
	三原税務署	1台	○
	福山公共職業安定所	1台	×
	広島西条公共職業安定所	1台	○
	広島運輸支局	1台	○

事例表 3-1-① 点検内容等が適切でない事例（国の行政機関）

事例番号	点検-1
調査対象機関等名	広島法務局東広島支局
AED設置数	1台

【事例の説明】

電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルについては、AEDをいざという時にきちんと使えるようにしておくため、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付ける必要がある。

広島法務局東広島支局が設置するAEDでは、表示ラベルがAED本体の側面に取り付けられているため、収納ボックス内にAED本体を収納したままの状態では、当該表示ラベルの記載内容を収納ボックスの外からは確認することができないものとなっているが、同局は、この表示ラベルの取付方法の間違いを日常点検で見過ごしていた。

広島法務局東広島支局は、その理由について、平成 21 年度通知の添付文書等で示されているところの「表示ラベルの記載内容が収納ボックスの外からでも容易に確認できること」の必要性を十分に認識していなかったことよるとしている。

なお、広島法務局が策定した「自動対外式除細動器（AED）管理要領」によると、「電極パッド及びバッテリーの交換時期等を、外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示し、日頃から、電極パッド及びバッテリーの交換時期を管理する。」と記載されている。

現地写真

収納ボックス内のAED本体の側面に表示ラベルが取り付けられているため、外部から当該表示ラベルを容易に確認できない。





表示ラベルが本体側面に取り付けられており、本体の向きを変えないと表示ラベルの記載内容を確認できない。

(参考) 表示ラベルの正しい取り付け位置、掲示例



収納ボックスの外部から表示ラベルの記載内容を確認できる。

事例番号	点検－2
調査対象機関等名	広島法務局東広島支局
AED設置数	1台

【事例の説明】

AED本体に取り付けられていた表示ラベルでは、バッテリーの次回交換時期について、「2020年」とだけ記載され、2020年の何月かについての記載が漏れているが、広島法務局東広島支局は、日常点検でその記載漏れを見過ごしていた。

広島法務局東広島支局は、その理由について、平成21年度通知の添付文書等で示されている点検事項を十分に認識していなかったことよるとしている。

現地写真



バッテリー
 次回交換 2020年
 (月の記入なし)
 正しい次回交換時期は、
 2020年11月

事例番号	点検－3
調査対象機関等名	広島法務局
AED設置数	1台

【事例の説明】

電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルについては、AEDをいざという時にきちんと使えるようにしておくため、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付ける必要がある。

広島法務局が設置するAEDでは、表示ラベルがAED本体の背面に取り付けられているため、収納ボックス内にAED本体を収納したままの状態では、当該表示ラベルの記載内容を収納ボックスの外からは確認することができないものとなっているが、同局は、この表示ラベルの取付方法の間違いを日常点検で見過ごしていた。

広島法務局は、その理由について、平成21年度通知の添付文書等で示されているところの「表示ラベルの記載内容が収納ボックスの外からでも容易に確認できること」の必要性を十分に認識していなかったことよるとしている。

なお、広島法務局が策定した「自動対外式除細動器（AED）管理要領」によると、「電極パッド及びバッテリーの交換時期等を、外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示し、日頃から、電極パッド及びバッテリーの交換時期を管理する。」と記載されている。

現地写真

収納ボックス内のAED本体の背面に表示ラベルが取り付けられているため、外部から当該表示ラベルを確認できない。

(注) このラベルは、単なる物品管理上の表示ラベルであって、電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルとは異なる。





(注) このラベルは、単なる物品管理上の表示ラベルであって、電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルとは異なる。

電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルは、AED本体の背面に取り付けられているため、収納ボックスの外部からは当該表示ラベルを確認できない。

事例番号	点検－４
調査対象機関等名	福山公共職業安定所
AED設置数	１台

【事例の説明】

電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルについては、AEDをいざという時にきちんと使えるようにしておくため、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付ける必要がある。

福山公共職業安定所が設置するAEDでは、表示ラベルがAED本体の側面に取り付けられているため、収納ボックス内にAED本体を収納したままの状態では、当該表示ラベルの記載内容を収納ボックスの外からは確認することができないものとなっているが、同所は、この表示ラベルの取付方法の間違いを日常点検で見過ごしていた。

福山公共職業安定所は、その理由について、平成 21 年度通知の添付文書等で示されているところの「表示ラベルの記載内容が収納ボックスの外からでも容易に確認できること」の必要性を十分に認識していなかったことよるとしている。

現地写真

収納ボックス内の本体側面に表示ラベルが取り付けられているため、外部から容易に確認できない。





事例番号	点検－5
調査対象機関等名	広島西条公共職業安定所
AED設置数	1台

【事例の説明】

AED本体に取り付けられている表示ラベルでは、パッドの次回交換時期が、当局の調査日（平成28年1月15日）時点で既に過ぎてしまった「2015年5月」と記載されていたが、広島西条公共職業安定所は、日常点検で、その誤りについて見過ごしていた。

広島西条公共職業安定所は、パッドの次回交換時期である「2017年1月」と記載すべきところ、誤って直近のパッドの交換年月「2015年5月」を記載してしまったとしている。

現地写真



パッドの次回交換時期「2017年1月」と記載すべきところ、誤って直近のパッドの交換年月「2015年5月」を記載

事例表 3-1-② 点検結果を記録していない事例（国の行政機関）

事例番号	点検記録－1
調査対象機関等名	福山公共職業安定所
AED設置数	1台
<p>【事例の説明】</p> <p>福山公共職業安定所は、点検担当者を配置し、日常点検を実施しているが、日常点検の点検記録簿を作成しておらず、点検結果を記録していない。</p> <p>福山公共職業安定所は、平成 21 年通知等で、日常点検の結果を記録することとなっていることを承知していなかったとしている。</p>	

事例番号	点検記録－2
調査対象機関等名	広島西条公共職業安定所
AED設置数	1台
<p>【事例の説明】</p> <p>広島西条公共職業安定所は、点検担当者を配置し、日常点検を実施しているが、日常点検の点検記録簿を作成しておらず、点検結果を記録していない。</p> <p>広島西条公共職業安定所は、平成 21 年通知等で、日常点検の結果を記録することとなっていることを承知していなかったとしている。</p>	

事例表 3-1-③ AEDの設置場所を案内する掲示等を行った方がよいと考えられる事例
(国の行政機関)

事例番号	設置場所案内-1		
調査対象機関等名	広島法務局東広島支局		
AED設置数	1台	設置場所	2階事務室登記相談窓口前

【事例の説明】

広島法務局東広島支局は、東広島地方法務総合庁舎の2階にある事務室の登記相談窓口の前にAEDを1台設置している。そのため、来庁者や医療機関等が、いざという時に迅速に、当該AEDを利用するためには、庁舎1階の玄関に、当庁舎がAEDの設置施設であることを示すステッカーを貼付したり、AEDの設置場所までの経路に、AEDの設置場所を案内する掲示等を行う必要があると考えられるが、そのような掲示等を行っていない。

広島法務局東広島支局の説明によると、東広島地方法務総合庁舎の1階には執務室がなく、受付の職員等も常駐していないため、来庁者は、通常、2階事務室の登記相談窓口に来庁の要件を伝えに来るのが一般的であり、当該窓口まで来れば容易にAEDの設置場所が分かるものと考えていたとしているが、AEDの設置場所を案内する掲示等の重要性に鑑みて、庁舎の1階玄関及び2階事務室入口にAEDの設置施設であることを示すステッカーを貼付すること、及び1階玄関フロアやエレベーター内にAEDの設置場所を案内する掲示等を行うことについて検討している。

現地写真



AED設置場所
事務室（登記相談窓口前）

事例番号	設置場所案内-2		
調査対象機関等名	廿日市税務署		
AED設置数	1台	設置場所	3階受付窓口カウンター

【事例の説明】

廿日市税務署は、廿日市地方合同庁舎の3階にある同税務署事務室の入口にAEDを1台設置している。そのため、来庁者や医療機関等が、いざという時に迅速に、当該AEDを利用するためには、庁舎1階の玄関に、当庁舎がAEDの設置施設であることを示すステッカーを貼付したり、AEDの設置場所までの経路に、AEDの設置場所を案内する掲示等を行う必要があると考えられるが、廿日市税務署は、3階の税務署事務室の入口にAEDの設置施設であることを示すステッカーを貼付しているだけで、庁舎1階の玄関に当該ステッカーを貼付したり、AEDの設置場所までの経路に、AEDの設置場所を案内する掲示等を行うことはしていない。

廿日市税務署は、廿日市地方合同庁舎に入居している他官署に対しては、同税務署において共用のAEDを1台設置していることを周知しているが、当該AEDは、あくまでの廿日市税務署の管理物品であることから、庁舎の共用部分である1階玄関や各階フロア、エレベーター内に、AEDの設置場所を案内する掲示等を行うことについては考えが至らなかったとしている。

現地写真



AEDを設置施設であることを示すステッカー

事例番号	設置場所案内－3		
調査対象機関等名	広島法務局		
AED設置数	1台	設置場所	広島合同庁舎3号館2階登記部門受付窓口前

【事例の説明】

広島法務局は、広島合同庁舎3号館の2階にある同局の登記部門受付窓口前にAEDを1台設置している。そのため、来庁者や医療機関等が、いざという時に迅速に、当該AEDを利用するためには、庁舎1階の玄関に、当庁舎がAEDの設置施設であることを示すステッカーを貼付したり、AEDの設置場所までの経路に、AEDの設置場所を案内する掲示等を行う必要があると考えられるが、そのような掲示等は行っていない。

広島法務局の説明によると、AEDの設置場所を案内する掲示等を行うことについては、これまでのところ考えにも至らなかったが、その重要性に鑑み、庁舎の共有部分である1階玄関へAEDの設置施設であることを示すステッカーを貼付すること、及び1階玄関フロアやエレベーター内にAEDの設置場所を案内する掲示等を行うことについて、当該庁舎の管理官署である中国財務局と相談し検討したいとしている。

現地写真



AEDの設置場所
(登記部門受付窓口前)

事例番号	設置場所案内-4		
調査対象機関等名	広島法務局三次支局		
AED設置数	1台	設置場所	2階エレベーターホール

【事例の説明】

広島法務局三次支局は、単独庁舎2階のエレベーターホールにAEDを1台設置しており、1階玄関及び2階エレベーターホールにAEDの設置施設であることを示すステッカーを貼付している。

しかし、広島法務局三次支局は、2階のエレベーターホールにAEDを設置していることを案内する掲示等は行っていない。

広島法務局三次支局は、AEDの設置場所を案内する掲示等を行うことについては、これまでのところ考えにも至らなかったが、その重要性に鑑み、実施について検討したいとしている。

現地写真

AEDを設置していることを示すステッカー



事例番号	設置場所案内－5		
調査対象機関等名	福山公共職業安定所		
AED設置数	1台	設置場所	5階ハローワーク総合受付前

【事例の説明】

福山公共職業安定所は、民間ビルの5階にある同安定所の総合受付の前にAEDを1台設置している。そのため、来庁者や医療機関等が、いざという時に迅速に、当該AEDを利用するためには、当該ビルの1階の玄関に、当庁舎がAEDの設置施設であることを示すステッカーを貼付したり、AEDの設置場所までの経路に、AEDの設置場所を案内する掲示等を行う必要があると考えられるが、そのような掲示等は行っていない。

福山公共職業安定所は、「庁舎の耐震工事のために民間ビルに仮入居している状況から、庁舎スペース外においては、AEDの設置場所を案内する掲示等が不十分であったが、その重要性に鑑み、可能な範囲で対応を検討したい。」としている。

現地写真



AED設置場所
(5階ハローワーク総合受付前)

(3) 独立行政法人等におけるAEDの適切な維持管理の推進

調 査 結 果	説明図表番号
<p>ア 日常点検</p> <p>今回、当局がAEDの維持管理状況等に関する実地調査の対象とした独立行政法人等8法人の8施設のうち、自らAEDを設置、管理している7法人の7施設（以下「調査対象7法人7施設」という。）について、AEDの日常点検の実施状況を調査したところ、1施設では、点検担当者を配置して毎日点検を行い、その点検結果も記録していたが、他の6施設では、次のとおり、点検が不十分な事例等が11事例みられた。</p> <p>① 点検担当者を配置していないもの（3施設3事例）</p> <p>② 日常点検を実施していないもの（3施設3事例）</p> <p>③ 日常点検を行う必要のある一部の項目について、点検を行っていないもの（1施設1事例）</p> <p>④ 電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルのAED本体等への取付方法が適切でなかったり、表示ラベルの記載内容が間違っているにもかかわらず、日常点検で見過ごしていたもの（3施設3事例）</p> <p>⑤ 点検結果を記録していないもの（1施設1事例）</p> <p>これら6施設では、点検の実施方法や点検内容等が適切でなかった理由について、平成21年通知の添付文書等で示されている点検事項等について、十分に承知していなかったことを挙げている。</p> <p>イ AEDの設置場所の案内</p> <p>今回、調査対象7法人7施設において、掲示等によるAEDの設置場所の案内状況を調査したところ、庁舎入口や執務室入口、1階フロア、エレベーターホール、エレベーター内等に、AEDの設置場所を案内する掲示を行った方がよいと考えられる事例が4施設において4事例みられた。</p> <p>これら4施設では、ガイドラインのとおりAEDの設置場所を来庁者等に分かりやすく案内しなければならないことについて、十分な認識がなかったとしている。</p> <p>【課題】</p> <p>関係法人・施設は、緊急時にAEDの性能が発揮できない事態を防ぐとともに、来庁者等がAEDの設置場所へより迅速にアクセスし、使用できる環境を整備する観点から、次の措置を講じることが課題となっている。</p> <p>① 平成21年通知の添付文書等で示されている点検事項等を十分に確認の上、点検担当者を配置して日常点検を適時的確に実施すること。また、点検結果を記録し保管すること。</p> <p>② ガイドラインの内容を十分に確認の上、来庁者等のためにAEDの設置場所を案内する掲示を行った方がよいと考えられる場所について、必要な対応を行うこと。</p>	<p>事例表3-1-④</p> <p>事例表3-1-⑤</p> <p>事例表3-1-⑥</p> <p>事例表3-1-⑦</p> <p>事例表3-1-⑧</p> <p>事例表3-1-⑨</p>

事例表 3-1-④ 点検担当者を配置していない事例（独立行政法人等 3 施設 3 事例）

事例番号	点検担当者－ 1
<p>【事例の説明】</p> <p>平成 21 年通知の添付文書によると、AED の設置者（AED の設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置した AED の日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置することとされているが、当該施設は、点検担当者を配置していない。</p> <p>このことについて、当該施設は、施設関係者が AED 設置場所を通行する時などに随時 AED の状態を確認すればよいと考えており、AED 点検担当者を配置することについては考えにも至らなかったとしている。</p>	

事例番号	点検担当者－ 2
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は、点検担当者を配置していない。</p> <p>このことについて、当該施設は、「AED のリース業者と保守契約を締結しているため、点検担当者を配置する必要はない」と認識しており、リース業者が行う保守点検と AED 設置者が行う日常点検を混同するなど誤った理解をしていた。</p>	

事例番号	点検担当者－ 3
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は、点検担当者を配置していない。</p> <p>当該施設は、日常点検の必要性を認識しておらず、点検担当者を配置することについては考えにも至らなかったとしている。</p>	

事例表 3-1-⑤ 日常点検を実施していない事例（独立行政法人等 3 施設 3 事例）

事例番号	点検未実施－ 1
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は、日常点検を実施していない。</p> <p>このことについて、当該施設は、施設関係者が AED 設置場所を通行する時などに随時確認すればよいと考えており、日常点検を定期的実施することについては、考えにも至らなかったとしている。</p>	

事例番号	点検未実施－ 2
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は、日常点検を実施していない。</p> <p>このことについて、当該施設は、「日常点検は AED のリース業者が実施するもの」と誤解していたとしている。</p>	

事例番号	点検未実施－3
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は、日常点検を実施していない。</p> <p>当該施設は、日常点検を実施することについては、考えにも至らなかったとしている。</p>	

事例表 3－1－⑥ 日常点検を行う必要のある一部の項目について、点検を行っていない事例
(独立行政法人等 1 施設 1 事例)

事例番号	点検項目－1
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設では、毎日、日常点検として、AED本体の設置確認は行っているが、インジケータの確認までは行っていない。</p> <p>その理由について、当該施設は、「日常点検として、本体のインジケータを確認すること」の必要性を認識していなかったとしている。</p>	

事例表 3-1-⑦ 点検内容等が適切でない事例（独立行政法人等 3 施設 3 事例）

事例番号	点検-8
<p>【事例の説明】</p> <p>電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載した表示ラベルについては、AEDをいざという時にきちんと使えるようにしておくため、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付ける必要がある。</p> <p>当該施設が設置する一部のAEDでは、表示ラベルがAED本体の側面など外部から容易に確認できない箇所に取り付けられているため、収納ボックス内にAED本体を収納したままの状態では、当該表示ラベルの記載内容を収納ボックスの外からは確認することができないものとなっているが、当該施設は、この表示ラベルの取付方法の間違いを日常点検で見過ごしていた。</p> <p>このことについて、当該施設は、「表示ラベルの記載内容が収納ボックスの外からでも容易に確認できること」の必要性を認識していなかったとしている。</p>	

事例番号	点検-9
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設が設置するAEDの表示ラベルには、電極パッドやバッテリーの交換時期等を記載されていないため、日常点検の中でこれら消耗品の交換時期を確認することができない状態となっている。</p> <p>このことについて、当該施設は、「平成 21 年通知等で、表示ラベルにより消耗品の交換時期を管理することになっていることを承知していなかった」としている。</p>	

事例番号	点検-10
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設が設置するAEDの表示ラベルには、電極パッドやバッテリーの交換時期等が記載されていないため、日常点検を実施する際に、これら消耗品の交換時期を確認することができない状態となっている。</p> <p>このことについて、当該施設は、AED本体及び消耗品を2年毎に更新していることから、「表示ラベルにより消耗品の交換時期を管理すること」の必要性を認識していなかったとしている。</p>	

事例表 3-1-⑧ 点検結果を記録していない事例（独立行政法人等 1 施設 1 事例）

事例番号	点検記録-3
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は点検担当者を配置し、日常点検を実施しているが、日常点検の点検記録簿を作成しておらず、点検結果を記録していない。</p> <p>このことについて、当該施設は、「平成 21 年通知等で、日常点検の結果を記録することになっていることを承知していなかった」としている。</p>	

事例表 3-1-⑨ AEDの設置場所を案内する掲示等を行った方がよいと考えられる事例
 (独立行政法人等4施設4事例)

事例番号	設置場所案内-6
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設が設置する一部のAEDについては、建物の出入口に、当該建物がAEDの設置施設であることを示す掲示等が行われておらず、建物内にも、AEDの設置場所を案内する掲示等が行われていないため、施設利用者等は、いざという時に迅速に、当該AEDの設置場所を確認して、利用できるような状況とはなっていない。</p> <p>当該施設は、建物の出入口等にAEDの設置場所を案内する掲示等を行うことについて、これまでのところ考えにも至らなかったとしている。</p>	

事例番号	設置場所案内-7
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設が設置するAEDについては、建物の出入口に、当該建物がAEDの設置施設であることを示す掲示等が行われておらず、建物内にも、AEDの設置場所を案内する掲示等が行われていないため、施設利用者等は、いざという時に迅速に、当該AEDの設置場所を確認して、利用できるような状況とはなっていない。</p> <p>当該施設では、いざという時には、施設関係者がAEDを救急現場まで持ち込み対応することとしており、施設の一般利用者等のために、建物の出入口等においてAEDの設置場所を案内する掲示等を行うことについては、これまでのところ考えにも至らなかったとしている。</p>	

事例番号	設置場所案内-8
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設では、建物の1階にAEDが設置しており、建物内に入れば設置場所をすぐに確認できるものとなっているが、建物の出入口には、当該建物がAEDの設置施設であることを示す掲示等が行われておらず、施設利用者以外は、いざという時に迅速に、当該AEDの設置場所を確認して、利用できるような状況とはなっていない。</p> <p>当該施設では、「建物に入れば、すぐにAEDの設置場所を確認することができるため、建物の出入口に、当該建物がAEDの設置施設であることを示す掲示等を行うことについては、これまでのところ考えにも至らなかったとしている。</p>	

事例番号	設置場所案内-9
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設が設置するAEDについては、複数ある建物の出入口の1か所を除いて、当該建物がAEDの設置施設であることを示す掲示等が行われておらず、建物内にも、AEDの設置場所を案内する掲示等が行われていないため、施設利用者等は、いざという時に迅速に、当該AEDの設置場所を確認して、利用できるような状況とはなっていない。</p> <p>当該施設では、AEDを保有していることを広く一般には公表しない方針であり、建物の出入口等に積極的にAEDの設置場所を案内する掲示等を行うことについては、これまでのところ考えにも至らなかったとしている。</p>	

2 AEDの設置情報の登録及び情報提供

(1) 制度等の概要

調査結果	説明図表番号
<p>ア 一般財団法人日本救急医療財団への登録</p> <p>一般財団法人日本救急医療財団（以下「財団」という。）は、AEDの設置者に対し、製造販売業者等を通じてAEDの設置情報を財団へ登録するよう要請している。</p> <p>登録内容は、AEDごとに、i) 設置年月日、ii) 設置施設種別区分、iii) 設置施設名、設置施設の住所、iv) 設置場所概要（建物名、設置位置）、v) 点検担当者の配置、vi) 使用可能日・使用可能時間帯などとなっている。このうち、AEDの設置者が同意した場合は、上記ii) からiv) が財団のホームページ上で公表され、同ホームページの閲覧者は、登録されている設置施設名やその住所、設置施設種別区分によりAEDが設置されている施設を検索できるようになっている。</p> <p>厚生労働省は、平成21年通知の添付文書において、AEDの設置情報を財団へ登録することの目的、経緯等について、次のとおり周知している。</p> <p>① 平成19年以降、AEDの設置情報について製造販売業者等を通じて財団へ登録するよう依頼していること。</p> <p>② AEDの設置情報を財団のホームページ上で公開することで、地域住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう取り組んでいること。</p> <p>③ AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるよう、AEDの設置情報を登録していない場合又は変更した場合は財団への登録を積極的に実施するようお願いしていること。</p> <p>また、厚生労働省は、同省のホームページにおいても、地域住民や救急医療に関わる機関が必要な時に迅速に対応できるようにするために、あらかじめAEDの設置情報を把握することや、設置者が製造販売業者からのリコール等の安全性情報を迅速・確実に受けることが重要であるとして、AEDの設置情報を財団へ登録するよう周知、要請している。</p> <p>さらに、財団は、平成27年6月30日、AEDの設置情報を公開しているホームページのリニューアルを行い、AED点検担当者の配置やAED使用可能日・使用可能時間帯などの7項目を新たに登録事項として加えたことから、既にAEDの設置情報を登録しているAEDの設置者に対して、情報の更新登録（追加登録）を依頼しており、厚生労働省も、同年8月、関係省庁あてに「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）」（平成27年8月25日付け医政発0825第8号厚生労働省医政局長通知）を発出して、関係省庁がその庁舎等において設置し又は管理しているAEDの設置登録情報の適切な更新等を依頼している。</p> <p>以上のようなAEDの設置情報を財団に登録することの目的、経緯等を踏まえ</p>	<p>図表3-2-① （図表2-3-①の再掲）</p> <p>図表3-2-② （図表2-2-①の再掲）</p> <p>図表3-2-③ （図表2-3-②の再掲）</p> <p>図表3-2-④ 図表3-2-⑤</p>

ると、国の行政機関や独立行政法人等におけるAEDの設置情報、更新情報についても、漏らすことなく財団へ登録する必要がある。

イ 地方公共団体への情報提供

厚生労働省が平成25年9月に公表したガイドラインによると、AEDを有効に機能させるため、地方公共団体は、管轄地域のAEDの設置情報を把握し、適正配置に努め、地域のAEDの情報を積極的に財団や地方公共団体が運営するAEDマップに登録して、住民に情報提供することが望ましいとされており、一方、AED設置施設は、地方公共団体等の求めに応じ、AEDの設置情報を積極的に登録・公開し、AED保有情報を公開することが望ましいとされている。

広島県内で、AED設置施設からの情報提供等により、AEDの設置情報を収集し公表している地方公共団体は、広島市と東広島市の2市（消防局）である。両市では、心肺蘇生を必要とする傷病者が発生した場合に、付近でAEDの一時的な提供に協力することができる施設を「AED提供協力施設」として認定し、当該施設のAED設置情報を市のホームページ等で公表しており、財団に登録されたAEDの設置情報を基に、管内に所在するAEDの設置施設等に対して、文書によりAEDの設置情報の提供を依頼しているほか、ホームページでも広く協力を呼びかけている。

図表3-2-⑥

図表 3-2-① 一般財団法人日本救急医療財団のホームページにおける AED の設置情報の登録の
お願い（抜粋）

平成 27 年 10 月 1 日版

新規登録：『新しく AED 設置登録をされる皆様へのお願い』

1. AED 設置登録情報の登録をお願いします

AED 設置情報の登録は、突然倒れた人の命を救うために役立てられます。
購入された AED に同梱されている「AED 設置情報の登録書」を利用してください。

*平成 27 年 6 月 30 日以前に AED を購入、設置された方へ

「AED 設置情報の登録書」が同梱されていないので、購入された AED 製造・販売会社（連絡先を<<別表>>に示します）に連絡して、この登録書を入手し登録手続きを進めてください。

2. AED 設置登録情報を新規に登録する方法は Web あるいは FAX の 2 種類があります

【Web による登録】 Web による登録をおすすめします！

Web にて AED 設置施設住所を登録すると、AED マップ上に即時に「ピン」が立ちますので、このピンを移動させて登録を完了できます。一方、FAX による登録では AED マップに「ピン」が立つのは約 2 週間後になりますので、登録されたことを確認したい場合は不便です。

「AED 設置情報の登録書」の最下段に記載されている URL にアクセスし、メールアドレスを入力して送信してください。自動送信によりメールが届きますので、その後は自動送信メールの内容に従って登録を進めてください。

AED 設置登録情報の登録手順は 新規登録「Web による登録マニュアル」 に詳しく説明していますので参照してください。

【FAX による登録】

「AED 設置情報の登録書」に必要事項を記入して、登録書の最下段に記載されている FAX 番号に送信してください。

約 2 週間後に登録内容確認のメールが届きます。メールに記載されている URL にアクセスし、AED マップ上のピンを AED 設置場所に移動してください。

AED 設置登録情報の登録手順は 新規登録「FAX による登録マニュアル」 に詳しく説明していますので参照してください。

図表 3-2-② 「自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について（注意喚起及び関係団体への周知依頼）」（平成 21 年 4 月 16 日付け医政発 0416002 号・薬食発 0416002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長連名通知）

医政発第 0416002 号
薬食発第 0416002 号
平成 21 年 4 月 16 日

関係省庁等あて

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

このような状況を踏まえ、救命救急において AED が使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上に AED の適切な管理等を徹底することが重要です。

このため、今般、AED の適切な管理等について、AED の設置者等が行うべき事項等を整理し、別添のとおり、各都道府県知事あて通知したので、貴職におかれては、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理している AED の適切な管理等の徹底をお願いします。

また、貴省庁等所管の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理している AED の適切な管理等が徹底されるよう当該通知の内容について周知いただきますよう御協力願います。

併せて、貴省庁等、地方自治体（消防本部等）及び関係団体等が実施する AED の使用に関する講習会においても、AED の適切な管理等の重要性について幅広く国民に理解されるようにするため、当該対策の実施を含めた AED の適切な管理等の重要性について伝えるよう御協力願います。

(別添)

医政発第 0416002 号
薬食発第 0416002 号
平成 21 年 4 月 16 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
厚生労働省医薬食品局長

自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について
（注意喚起及び関係団体への周知依頼）

自動体外式除細動器（以下「AED」という。）については、平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」において、救命の現場に居合わせた市民による使用についてその取扱いを示したところですが、これを機に医療機関内のみならず学校、駅、公共施設、商業施設等を中心に、国内において急速に普及しております。

一方で、AEDは、薬事法（昭和35年法律第145号）に規定する高度管理医療機器及び特定保守管理医療機器に指定されており、適切な管理が行われなければ、人の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある医療機器です。

これらを踏まえ、救命救急においてAEDが使用される際に、その管理不備により性能を発揮できないなどの重大な事象を防止するためには、これまで以上にAEDの適切な管理等を徹底することが重要であることから、貴職におかれては、下記の事項について、御協力いただくようお願いします。

なお、別添1のとおり、AEDの各製造販売業者に対して、AEDの設置者等が円滑に本対策を実施するために必要な資材の提供や関連する情報の提供等を指示するとともに、別添2のとおり、各省庁等に対して、各省庁等が設置・管理するAEDの適切な管理等の実施と各省庁等が所管する関係団体への周知を依頼したことを申し添えます。

記

1. AEDの適切な管理等について、AEDの設置者等が行うべき事項等を別紙のとおり整理したので、その内容について御了知いただくとともに、各都道府県の庁舎（出先機関を含む。）、都道府県立の学校、医療機関、交通機関等において各都道府県が設置・管理しているAEDの適切な管理等を徹底すること。
2. 貴管下の各市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対して、各市町村の庁舎（出先機関を含む。）及び市町村立の学校、医療機関、交通機関等において各市町村が設置・管理しているAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。
3. 貴管下の学校、医療機関、交通機関、商業施設等の関係団体に対して、民間の学校、医療機関、交通機関、商業施設等において当該関係団体及びその会員が設置・管理して

いるAEDの適切な管理等が徹底されるよう本通知の内容について周知すること。

4. 各市町村及び関係団体との協力・連携の下、AEDの更なる普及のための啓発を行う際には、AEDの適切な管理等の重要性についても幅広く周知すること。
5. 各都道府県、各市町村、関係団体等が実施するAEDの使用に関する講習会において、AEDの適切な管理等の重要性についても伝えること。

別紙

AEDの設置者等が行うべき事項等について

1. 点検担当者の配置について

AEDの設置者（AEDの設置・管理について責任を有する者。施設の管理者等。）は、設置したAEDの日常点検等を実施する者として「点検担当者」を配置し、日常点検等を実施させて下さい。

なお、設置施設の規模や設置台数等から、設置者自らが日常点検等が可能な場合には、設置者が点検担当者として日常点検等を実施しても差し支えありません。点検担当者は複数の者による当番制とすることで差し支えありません。

また、特段の資格を必要とはしませんが、AEDの使用に関する講習を受講した者であることが望ましいです。

2. 点検担当者の役割等について

AEDの点検担当者は、AEDの日常点検等として以下の事項を実施して下さい。

1) 日常点検の実施

AED本体のインジケータのランプの色や表示により、AEDが正常に使用可能な状態を示していることを日常的に確認し、記録して下さい。

なお、この際にインジケータが異常を示していた場合には、取扱説明書に従い対処を行い、必要に応じて、速やかに製造販売業者、販売業者又は賃貸業者（以下「製造販売業者等」という。）に連絡して、点検を依頼して下さい。

2) 表示ラベルによる消耗品の管理

製造販売業者等から交付される表示ラベルに電極パッド及びバッテリーの交換時期等を記載し、記載内容を外部から容易に確認できるようにAED本体又は収納ケース等に表示ラベルを取り付け、この記載を基に電極パッドやバッテリーの交換時期を日頃から把握し、交換を適切に実施して下さい。

なお、今後新規に購入するAEDについては、販売時に製造販売業者等が必要事項を記載した表示ラベルを取り付けることとしています。

3) 消耗品交換時の対応

電極パッドやバッテリーの交換を実施する際には、新たな電極パッド等に添付された新しい表示ラベルやシール等を使用し、次回の交換時期等を記載した上で、AEDに取り付けて下さい。

3. AEDの保守契約による管理等の委託について

AEDの購入者又は設置者は、AEDの販売業者や修理業者等と保守契約を結び、設

置されたAEDの管理等を委託して差し支えありません。

4. AEDの設置情報登録について

AEDの設置情報登録については、平成19年3月30日付け医政発第0330007号厚生労働省医政局指導課長通知「自動体外式除細動器（AED）の設置者登録に係る取りまとめの協力依頼について」において、AEDの設置場所に関する情報を製造販売業者等を通じて財団法人日本救急医療財団に登録いただくよう依頼しているところです。

同財団では、AEDの設置場所について公表を同意いただいた場合には、AEDの設置場所をホームページ上で公開することで、地域の住民や救急医療に関わる機関があらかじめ地域に存在するAEDの設置場所について把握し、必要な時にAEDが迅速に使用できるよう、取り組んでおります。

また、AEDに重大な不具合が発見され、回収等がなされる場合に、設置者等が製造販売業者から迅速・確実に情報が得られるようにするためにも、設置場所を登録していない、又は変更した場合には、製造販売業者等を通じて同財団への登録を積極的に実施するようお願いします。

なお、AEDを家庭や事業所内に設置している場合等では、AEDの設置場所に関する情報を非公開とすることも可能です。

(参考) AED設置場所検索 (財団法人日本救急医療財団ホームページ) URL

<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>

(別添1及び別添2については、省略)

図表3-2-③ 厚生労働省ホームページ（AEDの設置情報を財団へ登録することについてのお願い）

いざという時、きちんと使えるように 日頃から**AED**を点検しましょう！



いざという時に、AED（自動体外式除細動器）がきちんと使えるように日頃から点検しましょう。バッテリーや部品などは、正常に動く期間が決まっています。設置してから年月が経過している場合には、使用期限が切れていないか確認しましょう。日頃の点検が、大事な命を救います。

【日常点検での確認事項】

インジケータの確認

AEDには、正常に動くかどうかを示すためのインジケーター*が付いています。日常点検する際には、インジケータの表示を確認し、記録しておきましょう。

*AEDの状態を確認するためのランプや画面

消耗品の交換

電極パッドやバッテリーには使用期限や寿命があります。これらの消耗品の交換時期が分かるよう表示ラベル*を付けましょう。表示ラベルにしたがって、使用期限が来たら、交換するようにしましょう。

*製造・販売会社から提供されます。

【問い合わせ先】

製品名	製造・販売会社	連絡先	ホームページ
パラメディック (Paramedic) アイパッド (IPAD) シーユー (CU)	日本CUメディカルシステム株式会社	AEDコールセンター 0120-910-256	http://www.japan-cu.com/
カルジオライフ (cardiolife)	日本光電工業株式会社	保守受付センタ 0120-233-821	http://www.aed-life.com/
ライフバック (LIFEPAK)	フィジオコントロールジャパン株式会社	ライフバックお客様センター 0120-715-545	http://www.physio-control.jp/
ハートスタート (HEARTSTART)	株式会社フィリップスエレクトロニクスジャパン	AEDコールセンター 0120-802-337	http://www.philips.co.jp/AED/index.page
ZOLL AED Plus 半自動除細動器	旭化成ゾールメディカル株式会社	旭化成AEDコールセンター 0800-222-0889	http://www.ak-zoll.com/
パワーハート G3 HDF-3000	オムロンヘルスケア株式会社	AEDカスタマーサポートセンター 0120-401-066	http://www.aedomronco.jp/

＜AEDの設置情報登録のお願い＞

AEDの設置情報を登録いただくことは、設置場所の把握や製造・販売会社からの安全性情報の提供のために重要です。AEDを適切に管理し、いざという時に役立たせるために、設置情報の登録にご協力ください。設置情報の登録方法は、AEDの製造・販売会社にお問い合わせください。登録情報は非公開とすることもできますので、ご相談ください。

(参考) AED設置場所検索 (一般財団法人日本救急医療財団)
<http://www.qqzaidan.jp/AED/aed.htm>



厚生労働省

厚生労働省 医薬食品局安全対策課 電話：03-5253-1111（代表）内線2751,2758
AEDの管理について詳細はホームページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/iyakuhin/aed/
ホーム> 政策について> 分野別の政策一覧> 健康・医療> 医薬品・医療機器
> AEDの点検をしていますか

- 65 -

平成27年10月1日版

更新登録：『すでにAED設置登録をされている皆様へ情報更新のお願い』

AED設置場所検索は平成27年6月29日（月）を持ちまして終了しました。

新たに日本救急医療財団全国AEDマップとして生まれ変わりました。

1.AED設置登録情報の更新をお願いします

すでにAED設置登録情報を日本救急医療財団に登録されている皆様には、登録情報の更新をお願いします。日本救急医療財団全国AEDマップ（略称：財団全国AEDマップ）に登録されているAEDについて、AED製造・販売会社（連絡先を<<別表>>に示します）に連絡して、「AED設置情報の登録書」を受け取ってください。

AED設置登録情報の更新は誰もができるものではなく、AED製造・販売会社の方がAEDを設置していることを把握している場合にのみアクセスが可能です。

2.AED設置登録情報を更新する方法はWebあるいはFAXの2種類があります

【Webによる更新】 Webによる更新をおすすめします！

WebにてAED設置情報の登録情報の更新をすると、登録情報の更新が完了したことが即時に確認できます。

一方、FAXによる登録情報の更新では、登録情報の更新がされたことを確認できるのは約2週間後になります。

「AED設置情報の登録書」の最下段に記載されているURLにアクセスし、メールアドレスを入力して送信してください。自動送信によりメールが届きますので、その後は自動送信メールの内容に従って登録情報の更新手続きを進めてください。

AED設置登録情報の更新手順は更新登録「Webによる登録マニュアル」に詳しく説明していますので参照してください。

【FAXによる更新】

「AED設置情報の登録書」を記入して、「AED設置情報の登録書」の最下段に記載されているFAX番号に送信してください。

約2週間後に登録内容確認のメールが届きます。メールに記載されているURLにアクセスし、AEDマップ上のピンをAED設置場所に移動してください。

AED設置登録情報の更新手順は更新登録「FAXによる登録マニュアル」に詳しく説明していますので参照してください。

3.これまでになかった項目の登録をお願いします

「いざという時に、AEDがきちんと使える」ことを、財団全国AEDマップで表示するために、下記の項目が追加されました。

- | | | | |
|--------------|----------------|----------|------------------|
| ①AED点検担当者の配置 | ②使用可能日・使用可能時間帯 | ③連絡窓口 | |
| ④住所 | ⑤電話番号 | ⑥メールアドレス | ⑦AEDの設置位置までの案内表示 |

図表 3 - 2 - ⑤ 「自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）」（平成 27 年 8 月 25 日付け医政発 0825 第 8 号厚生労働省医政局長通知）（抜粋）

医政発0825第8号

平成27年8月25日

（関係省庁）殿

厚生労働省医政局長

自動体外式除細動器（AED）設置登録情報の適切な更新等について（依頼）

標記について、今般、別添のとおり各都道府県知事に対して通知を发出了したので、その内容について御了知いただくとともに、貴省庁等がその庁舎（出先機関を含む。）等において設置・管理している自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の設置登録情報の適切な更新等をお願いします。

また、貴省庁等所管の事業所等及びその会員が設置・管理しているAEDの設置登録情報についても適切な更新等が行われるよう、別添の通知の内容について周知いただきますよう御協力をお願いします。

（別添は略）

（関係省庁の宛名）

内閣官房内閣総務官、内閣法制局総務主幹、人事院事務局総括審議官、内閣府大臣官房長、宮内庁長官官房審議官、公正取引委員会事務局官房総括審議官、警察庁長官官房長、金融庁総務企画局長、消費者庁次長、復興庁統括官、総務省大臣官房長、公害等調整委員会事務局長、消防庁次長、法務省大臣官房長、公安調査庁総務部長、最高検察庁総務部長、外務省大臣官房長、財務省大臣官房長、国税庁次長、文部科学省大臣官房長、文化庁次長、中央労働委員会事務局長、農林水産省大臣官房長、林野庁次長、水産庁次長、経済産業省大臣官房長、資源エネルギー庁次長、特許庁総務部長、中小企業庁次長、国土交通省大臣官房長、観光庁次長、気象庁総務部長、運輸安全委員会事務局長、海上保安庁総務部長、環境省大臣官房長、原子力規制庁次長、防衛省大臣官房長、会計検査院事務総局次長、最高裁判所事務局経理局長、衆議院事務局庶務部長、参議院事務局庶務部長、国立国会図書館総務部長

図表3-2-⑥ AEDの適正配置に関するガイドライン（AEDの管理と配置情報の公開に関する部分を抜粋）

AEDの適正配置に関するガイドライン

1～3（省略）

4. AED管理と配置情報の公開

AEDを有効に機能させるためには、以下が求められる。

- (1) AED設置施設では管理担当者や担当者が設定し、機器の定期的な保守管理を行うこと。
- (2) 地方自治体は、管轄地域のAED設置情報を把握し、適正配置に努めることが望ましい。
また、地域のAEDの情報を積極的に日本救急医療財団や地方自治体が運営するAEDマップに登録し、住民に情報提供することが望ましい。
- (3) AED設置施設は、地方自治体等の求めに応じ、AED設置情報を積極的に登録・公開し、AED保有情報を公開することが望ましい。
- (4) AEDが使用された場合、地域の救急医療体制の検証の一環として、当該地域のメディカルコントロール協議会が中心となり、使用時の心電図データ等を検証すること。AED設置施設は、メディカルコントロール協議会などの求めに応じて、これらの情報を消防機関や医療機関へ提供することが望ましい。

（以下略）

（注）表中の下線は、当局において付した。

(2) 国の行政機関におけるAEDの設置情報の登録及び情報提供の推進

通 知	説明図表番号
<p>ア 財団への登録</p> <p>今回、調査対象9官署において、AEDの設置情報の財団への登録状況を調査したところ、次のとおり、登録が適切でない事例が18事例みられた。これらの官署では、登録が適切でなかった原因について、i) AEDの設置情報を財団へ登録することの目的や意義について、十分に理解、認識していなかったこと、ii) AEDの製造販売業者等を通じてAEDの設置情報を財団へ登録した場合に、登録内容が適切かどうかの事後確認を行っていないことなどを挙げている。</p> <p>① 設置するAEDについて、その情報を財団へ登録していないもの(2官署2事例)</p> <p>② AEDの設置場所、使用可能日・使用可能時間帯、AEDの点検担当者の配置など、保有するAEDの設置情報の一部の事項を財団へ登録していないもの(7官署7事例)</p> <p>③ AEDの設置施設名やその施設住所に関して、財団への登録内容に誤りがあるもの(3官署3事例)</p> <p>④ 財団ホームページのAEDマップ上で、AEDの設置場所を示すピンの位置が間違っているにもかかわらず、更新手続を行っていないもの(4官署5事例)</p> <p>⑤ 設置情報が財団に登録されているAEDの台数と、実際に設置、管理しているAEDの台数とが異なっているもの(1官署1事例)</p>	<p>図表3-2-⑦</p> <p>事例表3-2-①</p> <p>事例表3-2-②</p> <p>事例表3-2-③</p> <p>事例表3-2-④</p> <p>事例表3-2-⑤</p>
<p>イ 地方公共団体への情報提供</p> <p>今回、調査対象9官署のうち、独自にAEDの設置情報の公表制度を設けている広島市及び東広島市に所在する5官署において、広島市又は東広島市に対するAEDの設置情報の提供状況を調査したところ、4官署においては情報提供を行っていない。これらの官署では、情報提供を行っていない理由について、i) 当該地方公共団体が独自にAEDの設置情報の公表制度を設けていることを承知していなかったこと、ii) 当該地方公共団体が独自の公表制度を設けていることは承知していたが、AEDを使用できる職員数が少ない官署や、緊急時にAEDを救急現場へ運搬できない官署については、当該地方公共団体に対し情報提供を行う必要はないと誤解していたことなどを挙げている。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、関係行政機関は、AEDの設置情報を一般市民や消防機関等の救急医療に関わる機関に広く提供する観点から、次の措置を講じる必要がある。</p> <p>① AEDの設置情報を財団へ登録する趣旨について十分に理解した上、AEDを自ら設置、管理している官署のうち、AEDの設置情報の全部又は一部を財団へ登録していないところについては、登録手続を行うこと。また、既に財団</p>	<p>図表3-2-⑧</p> <p>事例表3-2-⑥</p>

に登録しているAEDの設置情報が適切でないところについては、必要な更新
手続を行うこと。さらに、これらの登録や更新の手続をAEDの製造販売業者
等を通じて行う場合は、財団のホームページにより、AEDの設置情報が適切
に登録されたかどうかを事後確認すること。(広島法務局、同局東広島支局、
同局三次支局、中国財務局、廿日市税務署、三原税務署、広島西条公共職業安
定所、福山公共職業安定所、広島運輸支局)

- ② 地方公共団体が行うAEDの設置情報の公表制度について、趣旨を十分に理
解した上で、AEDを自ら設置、管理している官署のうち、AEDの設置情報
を該当の地方公共団体へ情報提供していないところについては、情報提供の可
否を検討し、可能な限り提供すること。(広島法務局、同局東広島支局、広島
西条公共職業安定所、広島運輸支局)

図表 3-2-⑦ AEDの設置情報の財団への登録が不適切な事例（国の行政機関）

区分	調査対象官署名	AEDの設置台数	財団への登録状況			
			保有するAEDについて、設置情報を財団へ登録していないもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 全部の事項を登録していない：× 一部の事項を登録していない：△ 全ての事項を登録している：○ </div>	AEDの設置施設名やその施設住所に関して、財団への登録内容に誤りがあるもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 誤りがある：× 誤りはない：○ </div>	財団ホームページのAEDマップ上で、AEDの設置場所を示すピンの位置が間違っているもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> ピンの位置が間違っている：× ピンの位置は間違っていない：○ </div>	財団に設置情報が登録されているAEDの台数と、実際に設置しているAEDの台数とが異なっているもの <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 台数が異なる：× 台数は同じ：○ </div>
合同庁舎の管理官署	広島法務局東広島支局	1台	×	—	—	—
	中国財務局	3台	△	○	×	×
	廿日市税務署	1台	△	×	×	○
単独庁舎等の入居官署	広島法務局	1台	△	○	×	○
	広島法務局三次支局	1台	△	○	○	○
	三原税務署	1台	△	○	○	○
	福山公共職業安定所	1台	△	×	×	○
	広島西条公共職業安定所	1台	△	×	○	○
	広島運輸支局	1台	×	—	—	—

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

図表3-2-⑧ 調査対象9官署のうち、広島市内又は東広島市内に所在する5官署における、広島市又は東広島市に対するAEDの設置情報の提供状況

区分	調査対象官署名	AEDの設置台数	左記官署の所在市	情報提供状況 提供している：○ 提供していない：×
合同庁舎の管理官署	広島法務局東広島支局	1台	東広島市	×
	中国財務局	3台	広島市	○
単独庁舎等の入居官署	広島法務局	1台	広島市	×
	広島西条公共職業安定所	1台	東広島市	×
	広島運輸支局	1台	広島市	×

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。

事例表 3-2-① 保有するAEDについて、設置情報を財団へ登録していない事例

(国の行政機関 2 官署 2 事例)

事例番号	未登録-1		
調査対象機関等名	広島法務局東広島支局		
AED設置数	1台	設置場所	2階事務室登記相談窓口前
<p>【事例の説明】</p> <p>広島法務局東広島支局が現在管理するAEDは、広島法務局が平成 26 年 7 月に広島法務局呉支局から移管したものであるが、その際、広島法務局は、財団へ登録した当該AEDの設置情報を呉支局から東広島支局へ切り替える手を失念していたため、当該AEDの設置情報は呉支局のままで、東広島支局としての登録は行われていなかった。</p> <p>なお、広島法務局は、当局の調査を契機として、東広島支局が管理するAEDの設置情報について、財団への登録を行っている。</p>			

事例番号	未登録-2		
調査対象機関等名	広島運輸支局		
AED設置数	1台	設置場所	1階ロビー
<p>【事例の説明】</p> <p>広島運輸支局は、平成 27 年 12 月 1 日現在、保有するAED（1台）について、設置情報を財団へ登録していない</p> <p>広島運輸支局が保有するAEDは、上部機関である中国運輸局が調達して、同支局に配備したものであるが、AEDの設置情報の財団への登録手続は、広島運輸支局において行うこととされていたところ、同支局は登録手続を失念し、また中国運輸局においても、広島運輸支局における登録状況の確認を失念していたため、AEDの設置情報の全部を財団へ登録していない状況となったものである。</p> <p>なお、中国運輸局は、当局の調査を契機として、広島運輸支局が管理するAEDの設置情報について、財団への登録を行っている。</p>			

事例表 3-2-② 保有する AED の設置情報の一部の事項を財団へ登録していない事例
(国の行政機関 7 官署 7 事例)

事例番号	一部登録-1		
調査対象機関等名	中国財務局 (合同庁舎管理官署)		
AED設置数	3台	設置場所	①広島合同庁舎1号館1階警備室 ②広島合同庁舎2号館1階警備室 ③広島合同庁舎4号館1階警備室
<p>【事例の説明】</p> <p>中国財務局は、広島合同庁舎の管理官署として、AEDを3台設置しており、いずれのAEDの設置情報も財団へ登録している。</p> <p>しかし、中国財務局は、財団が平成27年6月30日にホームページをリニューアルし、それに伴って、AEDの設置情報として新たに7項目の追加登録を要請していることを承知しておらず、平成27年12月1日現在、これら7項目を財団へ登録していなかった。</p> <p>中国財務局は、財団が新たな7項目の追加登録を要請していることについては、財団自体やAEDの製造販売業者(メーカー)からも、また財務本省からも連絡がなかったとしている。</p> <p>なお、当局の調査を契機として、財務本省は、平成28年3月25日付けで、出先機関に対して、登録情報の適切な更新等を依頼している。</p>			

事例番号	一部登録-2		
調査対象機関等名	廿日市税務署		
AED設置数	1台	設置場所	3階総合窓口カウンター
<p>【事例の説明】</p> <p>廿日市税務署は、廿日市地方合同庁舎の管理官署として、AEDを1台設置しており、その設置情報については、当該AEDを調達した広島国税局が財団への登録手続を行っている。</p> <p>広島国税局では、当該AEDを廿日市税務署に設置した後に生じた設置情報の変更等手続は同税務署が行うこととしているが、廿日市税務署は、財団が平成27年6月30日にホームページをリニューアルし、それに伴って、AEDの設置情報として新たに7項目の追加登録を要請していることを承知しておらず、平成27年12月1日現在、これら7項目を財団へ登録していなかった。</p> <p>なお、財団がホームページをリニューアルし、それに伴って、AEDの設置情報として新たに7項目の追加登録を要請していることについては、広島国税局も承知していなかった。</p>			

事例番号	一部登録－ 3		
調査対象機関等名	広島法務局		
AED設置数	1台	設置場所	広島合同庁舎3号館2階登記部門受付窓口前
<p>【事例の説明】</p> <p>広島法務局は、AEDを1台設置しており、設置情報を財団へ登録している。</p> <p>しかし、広島法務局は、法務本省から「自動体外式除細動器設置登録情報の適切な更新等について（依頼）」（平成27年10月1日付け法務省秘総84号）により、財団へ登録しているAEDの設置情報の適切な更新等について依頼があったものの、対応しておらず、財団がホームページのリニューアルに伴って追加登録を要請した7項目を財団へ登録していない。</p> <p>なお、広島法務局は、当局の調査を契機として、財団に登録しているAEDの設置情報の更新等を行っている。</p>			

事例番号	一部登録－ 4		
調査対象機関等名	広島法務局三次支局		
AED設置数	1台	設置場所	2階エレベーターホール
<p>【事例の説明】</p> <p>広島法務局三次支局はAEDを1台設置しており、その設置情報については、当該AEDを調達した広島法務局が財団への登録手続きを行っている。</p> <p>広島法務局三次支局に設置した後に生じた設置情報の変更等手続きについても広島法務局が行うこととしているが、広島法務局は、法務本省から「自動体外式除細動器設置登録情報の適切な更新等について（依頼）」（平成27年10月1日付け法務省秘総84号）により、財団へ登録しているAEDの設置情報の適切な更新等について依頼があったものの、対応しておらず、三次支局に設置するAEDについても、財団がホームページのリニューアルに伴って追加登録を要請した7項目を財団へ登録していない。</p> <p>なお、広島法務局三次支局（広島法務局）は、当局の調査を契機として、財団に登録しているAEDの設置情報の更新等を行っている。</p>			

事例番号	一部登録－ 5		
調査対象機関等名	三原税務署		
AED設置数	1台	設置場所	1階事務室
<p>【事例の説明】</p> <p>三原税務署はAEDを1台設置しており、その設置情報については、当該AEDを調達した広島国税局が財団への登録手続きを行っている。</p> <p>広島国税局では、当該AEDを三原税務署に設置した後に生じた設置情報の変更等手続きは同税務署が行うこととしているが、三原税務署は、財団が平成27年6月30日にホームページをリニューアルし、それに伴って、AEDの設置情報として新たに7項目の追加登録を要請していることを承知しておらず、平成27年12月1日現在、これら7項目を財団へ登録していなかった。</p> <p>なお、財団がホームページをリニューアルし、それに伴って、AEDの設置情報として新たに7項目の追加登録を要請していることについては、広島国税局も承知していなかった。</p>			

事例番号	一部登録－6		
調査対象機関等名	福山公共職業安定所		
AED設置数	1台	設置場所	5階ハローワーク総合受付窓口前
<p>【事例の説明】</p> <p>福山公共職業安定所はAEDを1台設置しており、その設置情報については、当該AEDを調達した広島労働局が、そのAEDの販売業者に依頼して、財団への登録手続きを行っている。</p> <p>しかし、広島労働局は、財団が平成27年6月30日にホームページをリニューアルし、それに伴って、AEDの設置情報として新たに7項目の追加登録を要請していることを承知しておらず、平成27年12月1日現在、これら7項目を財団へ登録していなかった。</p> <p>なお、広島労働局では、当局の調査を契機として、財団に登録しているAEDの設置情報の更新等を依頼している。</p>			

事例番号	一部登録－7		
調査対象機関等名	広島西条公共職業安定所		
AED設置数	1台	設置場所	1階受付窓口横
<p>【事例の説明】</p> <p>広島西条公共職業安定所はAEDを1台設置しており、その設置情報については、当該AEDを調達した広島労働局が、そのAEDの販売業者に依頼して、財団への登録手続きを行っている。</p> <p>しかし、広島労働局は、財団が平成27年6月30日にホームページをリニューアルし、それに伴って、AEDの設置情報として新たに7項目の追加登録を要請していることを承知しておらず、平成27年12月1日現在、これら7項目を財団へ登録していなかった。</p> <p>なお、広島労働局では、当局の調査を契機として、財団に登録しているAEDの設置情報の更新等を依頼している。</p>			

事例表 3-2-③ AEDの設置施設名やその施設住所について、財団への登録内容に誤りがある事例
(国の行政機関3官署3事例)

事例番号	誤登録-1		
調査対象機関等名	廿日市税務署		
AED設置数	1台	設置場所	3階総合窓口カウンター
【事例の説明】			
財団のホームページ（AEDマップ）に登録されている「設置施設名」及び「設置施設の住所」について、次のとおり誤りがみられる。			
そのため、財団のホームページから設置施設名「廿日市税務署」により検索しても、同税務署におけるAEDの設置情報を閲覧することができない。			
	正		誤（平成27年12月1日現在の登録内容）
設置施設名	廿日市税務署		廿日市市税務署
設置施設の住所	廿日市市新宮1丁目15-40 廿日市地方合同庁舎		廿日市市新宮1丁目16-40 廿日市市地方合同庁舎

事例番号	誤登録-2		
調査対象機関等名	福山公共職業安定所		
AED設置数	1台	設置場所	5階ハローワーク総合受付窓口前
【事例の説明】			
財団のホームページ（AEDマップ）に登録されている「設置施設名」について、次のとおり誤りがみられる。			
そのため、財団のホームページから設置施設名「福山公共職業安定所」により検索しても、同所におけるAEDの設置情報を閲覧することができない。			
また、福山公共職業安定所は、庁舎（単独）の耐震改修工事のため移転し、平成27年11月24日から別の場所にある民間ビルに入居しているため、「設置施設の住所」についても誤りがみられる。			
	正		誤（平成27年12月1日現在の登録内容）
設置施設名	福山公共職業安定所		福田公共職業安定所
設置施設の住所	福山市東桜町1-41 エム・シー福山ビル		福山市東桜町3-12 ※移転前の住所

事例番号	誤登録－3		
調査対象機関等名	広島西条公共職業安定所		
AED設置数	1台	設置場所	1階受付窓口横
<p>【事例の説明】</p> <p>財団のホームページ（AEDマップ）に登録されている「設置施設名」について、次のとおり誤りがみられる。</p> <p>そのため、財団のホームページから設置施設名「広島西条公共職業安定所」又は「公共職業安定所」により検索しても、広島西条公共職業安定所におけるAEDの設置情報を閲覧することができない。</p>			
	正	誤（平成27年12月1日現在の登録内容）	
設置施設名	広島西条公共職業安定所	広島西条職業安定所 ※「公共」の2文字が脱字	

事例表 3-2-④ 財団ホームページのAEDマップ上で、AEDの設置場所を示すピンの位置が間違っている事例（国の行政機関4官署5事例）

事例番号	設置位置－1及び2		
調査対象機関等名	中国財務局（合同庁舎管理官署）		
AED設置数	3台	設置場所	①広島合同庁舎1号館1階警備室 ②広島合同庁舎2号館1階警備室 ③広島合同庁舎4号館1階警備室
<p>【事例の説明】</p> <p>中国財務局は、広島合同庁舎の管理官署として、広島合同庁舎1号館、2号館及び4号館の各警備室にAEDをそれぞれ1台ずつ、計3台を設置しており、いずれのAEDの設置情報も財団へ登録している。</p> <p>しかし、財団のホームページ（AEDマップ）上において、いずれのAEDについても、AEDの設置位置を示すピンの位置が広島合同庁舎2号館を指しており、広島合同庁舎1号館及び4号館にAEDが設置されていることが分からない状況となっている。</p>			

事例番号	設置位置－3		
調査対象機関等名	廿日市税務署		
AED設置数	1台	設置場所	3階総合窓口カウンター
<p>【事例の説明】</p> <p>廿日市税務署は、廿日市地方合同庁舎の管理官署として、庁舎3階にある同税務署の総合窓口カウンターにAEDを1台設置しており、当該AEDの設置情報を財団へ登録している。</p> <p>しかし、財団のホームページ（AEDマップ）上において、AEDの設置位置を示すピンの位置が廿日市地方合同庁舎ではなく、全く異なる住所の建物（廿日市郵便局）を指しており、廿日市地方合同庁舎にAEDが設置されていることが分からない状況となっている。</p>			

事例番号	設置位置－4		
調査対象機関等名	広島法務局		
AED設置数	1台	設置場所	広島合同庁舎3号館2階登記部門受付窓口前
<p>【事例の説明】</p> <p>広島法務局は、広島合同庁舎3号館2階登記部門受付窓口前にAEDを1台設置しており、当該AEDの設置情報を財団へ登録している。</p> <p>しかし、財団のホームページ（AEDマップ）上において、AEDの設置位置を示すピンの位置が広島合同庁舎3号館ではなく、全く異なる住所の建物（民間ビル）を指しており、広島法務局が所在する広島合同庁舎3号館にAEDが設置されていることが分からない状況となっている。</p>			

事例番号	設置位置－5		
調査対象機関等名	福山公共職業安定所		
AED設置数	1台	設置場所	5階ハローワーク総合受付窓口前
<p>【事例の説明】</p> <p>福山公共職業安定所は、庁舎（単独）の耐震改修工事のため移転し、平成27年11月24日から別の場所にある民間ビルに入居している。</p> <p>しかし、財団のホームページ（AEDマップ）上において、AEDの設置位置を示すピンの位置が移転する前の住所の建物を指しており、福山公共職業安定所が現在入居する民間ビルにAEDが設置されていることが分からない状況となっている。</p>			

事例表3-2-⑤ 財団に設置情報が登録されているAEDの台数と、実際に設置しているAEDの台数とが異なっている事例（国の行政機関1官署1事例）

事例番号	設置台数－1		
調査対象機関等名	中国財務局（合同庁舎管理官署）		
AED設置数	3台	設置場所	①広島合同庁舎1号館1階警備室 ②広島合同庁舎2号館1階警備室 ③広島合同庁舎4号館1階警備室
<p>【事例の説明】</p> <p>中国財務局は、広島合同庁舎の管理官署として、広島合同庁舎1号館、2号館及び4号館の各警備室にAEDをそれぞれ1台ずつ、計3台を設置しているが、財団のホームページ上では、6台の設置情報が登録されていることとなっている。</p> <p>6台の内訳は、「設置施設名」が「財務省中国財務局広島合同庁舎」として登録されているものが3台、「広島合同庁舎管理庁」として登録されているものが3台であるが、いずれのAEDが実際に設置されている3台に該当するものかが判別がつかない状況となっている。</p> <p>中国財務局は、このように判別がつかなくなった理由について、「平成19年にAED3台を新設し、その後、当該AEDの耐用年数が到来したため、既設の3台を平成27年3月に更新した際、AED製造販売業者（メーカー）を通じてホームページの更新等を行っている財団に対し、書面により『このたびのAEDの設置は、古いAEDの切り替え購入である。』旨を情報提供しており、買替え前の古いAEDの設置情報については、メーカー又は財団が抹消作業を行っているものと認識していた。古いAEDの設置情報が残っていた理由の詳細は不明である。」と説明している。</p>			

事例表 3-2-⑥ 広島市又は東広島市に対し、AEDの設置情報を提供していない事例
(国の行政機関 4 官署 4 事例)

事例番号	情報提供-1		
調査対象機関等名	広島法務局東広島支局		
AED設置数	1台	設置場所	2階事務室登記相談窓口前
<p>【事例の説明】</p> <p>広島法務局東広島支局は、東広島法務合同庁舎の管理官署として、庁舎2階の同局事務室登記相談窓口前にAEDを1台設置しているが、当該AEDの設置情報を庁舎の所在市である東広島市に情報提供することはしていない。</p> <p>広島法務局東広島支局では、AEDの設置情報について、東広島市が独自の公表制度を設けていることを知らなかったとしている。</p>			

事例番号	情報提供-2		
調査対象機関等名	広島法務局		
AED設置数	1台	設置場所	広島合同庁舎3号館2階登記部門受付窓口前
<p>【事例の説明】</p> <p>広島法務局は、広島合同庁舎3号館2階登記部門受付窓口前にAEDを1台設置しているが、当該AEDの設置情報を庁舎の所在市である広島市に情報提供することはしていない。</p> <p>広島法務局では、AEDの設置情報について、広島市が独自の公表制度を設けていることを知らなかったとしている。</p>			

事例番号	情報提供-3		
調査対象機関等名	広島西条公共職業安定所		
AED設置数	1台	設置場所	1階受付窓口横
<p>【事例の説明】</p> <p>広島西条公共職業安定所は、庁舎1階の受付窓口の横にAEDを1台設置しているが、当該AEDの設置情報を庁舎の所在市である東広島市に情報提供することはしていない。</p> <p>広島西条公共職業安定所では、AEDの設置情報について、東広島市が独自の公表制度を設けていることは承知していたが、自官署においてAEDを使いこなせる職員が限られ、十分に協力できる体制が整っていない場合や、即時にAEDを救急現場へ運搬できない場合など、東広島市の協力要請に対応できない恐れがあると判断したので、情報提供していないと説明している。</p>			

事例番号	情報提供-4		
調査対象機関等名	広島運輸支局		
AED設置数	1台	設置場所	1階ロビー
<p>【事例の説明】</p> <p>広島運輸支局は、庁舎1階のロビーにAEDを1台設置しているが、当該AEDの設置情報を庁舎の所在市である広島市に情報提供することはしていない。</p> <p>広島運輸支局では、AEDの設置情報について、広島市が独自の公表制度を設けていることを知らなかったとしている。</p>			

(3) 独立行政法人等におけるAEDの設置情報の登録及び情報提供の推進

調 査 結 果	説明図表番号
<p>ア 財団への登録</p> <p>今回、調査対象7法人7施設において、AEDの設置情報の財団への登録状況を調査したところ、次のとおり、登録が適切でない事例が11事例みられた。これらの施設では、登録が適切でなかった原因について、i) AEDの設置情報を財団へ登録することの目的や意義について、十分に理解、認識していなかったこと、ii) AEDの製造販売業者等を通じてAEDの設置情報を財団へ登録した場合に、登録内容が適切かどうかの事後確認を行っていないことなどを挙げている。</p> <p>① 設置する全部又は一部のAEDについて、その情報を財団へ登録していないもの（5施設5事例）</p> <p>② AEDの設置場所、使用可能日・使用可能時間帯、AEDの点検担当者の配置など、保有するAEDの設置情報の一部の事項を財団へ登録していないもの（3施設3事例）</p> <p>③ AEDの設置施設名やその施設住所に関して、財団への登録内容に誤りがあるもの（1施設1事例）</p> <p>④ 財団ホームページのAEDマップ上で、AEDの設置場所を示すピンの位置が間違っているにもかかわらず、更新手続を行っていないもの（1施設18事例）</p> <p>⑤ 設置情報が財団に登録されているAEDの台数と、実際に設置、管理しているAEDの台数とが異なっているもの（1施設1事例）</p>	<p>事例表3-2-⑦</p> <p>事例表3-2-⑧</p> <p>事例表3-2-⑨</p> <p>事例表3-2-⑩</p> <p>事例表3-2-⑪</p>
<p>イ 地方公共団体への情報提供</p> <p>今回、調査対象7法人7施設のうち、広島市内又は東広島市内に所在する5法人5施設において、広島市又は東広島市に対するAEDの設置情報の提供状況を調査したところ、いずれの施設も情報提供等を行っていない。これらの施設では、情報提供を行っていない理由について、i) 当該地方公共団体がAEDの設置情報について独自の公表制度を設けていることを承知していなかったこと、ii) 当該地方公共団体が独自の公表制度を設けていることは承知していたが、制度の目的や趣旨について、十分に理解していなかったことなどを挙げている。</p> <p>【課題】</p> <p>関係法人・施設は、AEDの設置情報を一般市民や消防機関等の救急医療に関わる機関に広く提供する観点から、次の措置を講じることが課題となっている。</p> <p>① AEDの設置情報を財団へ登録する趣旨について十分に理解の上、AEDを自ら設置、管理している独立行政法人等のうち、AEDの設置情報の全部又は一部を財団へ登録していないところについては、登録手続を行うこと。また、既に財団に登録しているAEDの設置情報が適切でないところについては、必</p>	<p>事例表3-2-⑫</p>

要な更新手続を行うこと。さらに、これらの登録や更新の手続をAEDの製造販売業者等を通じて行う場合は、財団のホームページにより、AEDの設置情報が適切に登録されたかどうかを事後確認すること。

- ② 地方公共団体が行うAEDの設置情報の公表制度について、趣旨を十分に理解した上で、AEDを自ら設置、管理している独立行政法人等のうち、AEDの設置情報を該当の地方公共団体へ情報提供していないところについては、情報提供の可否を検討し、可能な限り提供すること。

事例表 3-2-⑦ 保有する全部又は一部の AED について、設置情報を財団へ登録していない事例
(独立行政法人等 5 施設 5 事例)

事例番号	未登録-3
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は 29 台の AED を設置、管理しているが、そのうち 8 台の AED については、設置情報を財団へ登録していなかった。</p> <p>施設では、AED の設置情報を財団へ登録する制度があること自体は承知していたが、設置、管理する 29 台の AED のうち、8 台の AED について、設置情報を財団へ登録していない理由は不明であるとしている。</p>	

事例番号	未登録-4
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は 3 台の AED を設置、管理しているが、その全てについて、設置情報を財団へ登録していなかった。</p> <p>施設では、AED の設置情報を財団へ登録する制度があること自体を知らなかったとしている。</p>	

事例番号	未登録-5
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は 2 台の AED を設置、管理しているが、その全てについて、設置情報を財団へ登録していなかった。</p> <p>施設では、AED の設置情報を財団へ登録する制度があること自体を知らなかった上、法人の本部等からも登録を行うよう指示がなかったとしている。</p>	

事例番号	未登録-6
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は 1 台の AED を設置、管理しているが、設置情報を財団へ登録していなかった。</p> <p>施設では、AED の設置情報を財団へ登録する制度があること自体は承知していたが、財団がどのような意図をもって設立された団体かが不明で、AED の設置情報を財団へ登録することの目的や意義についても、十分に理解、認識していなかったとしている。</p>	

事例番号	未登録-7
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は 1 台の AED を設置、管理しているが、設置情報を財団へ登録していなかった。</p> <p>施設では、AED の設置情報を財団へ登録する制度があること自体は承知していたが、当該施設が AED を保有していることを一般に公表しない場合は、AED の設置情報を財団へ登録する必要がないと誤解していたとしている。</p>	

事例表 3-2-⑧ 保有する AED について、設置情報の一部の事項を財団へ登録していない事例
(独立行政法人等 3 施設 3 事例)

事例番号	一部登録-8
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は 29 台の AED を設置、管理しているが、そのうち 21 台の AED については、設置情報を財団へ登録している。</p> <p>しかし、財団が平成 27 年 6 月 30 日にホームページをリニューアルし、それに伴って、AED の設置情報として新たに 7 項目の追加登録を要請していることを承知しておらず、平成 27 年 12 月 1 日現在、これら 7 項目を財団へ登録していなかった。</p>	

事例番号	一部登録-9
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は、設置、管理している 1 台の AED の設置情報を財団へ登録している。</p> <p>しかし、財団が平成 27 年 6 月 30 日にホームページをリニューアルし、それに伴って、AED の設置情報として新たに 7 項目の追加登録を要請していることを承知しておらず、平成 27 年 12 月 1 日現在、これら 7 項目を財団へ登録していなかった。</p>	

事例番号	一部登録-10
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は、設置、管理している 1 台の AED の設置情報を財団へ登録している。</p> <p>しかし、財団が平成 27 年 6 月 30 日にホームページをリニューアルし、それに伴って、AED の設置情報として新たに 7 項目の追加登録を要請していることを承知しておらず、平成 27 年 12 月 1 日現在、これら 7 項目を財団へ登録していなかった。</p>	

事例表 3-2-⑨ AED の設置施設名やその施設住所について、財団への登録内容に誤りがある事例 (独立行政法人等 1 施設 1 事例)

事例番号	誤登録-4
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は 29 台の AED を設置、管理しているが、そのうち 21 台の AED については、設置情報を財団へ登録している。</p> <p>しかし、財団のホームページ (AED マップ) によると、21 台の AED のうち 2 台については、設置施設名が間違っており、14 台については、設置施設の住所が間違っていた。</p>	

事例表 3-2-⑩ 財団ホームページの AED マップ上で、AED の設置場所を示すピンの位置が間違っている事例（独立行政法人等 1 施設 18 事例）

事例番号	設置位置-6～設置位置-23
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は 29 台の AED を設置、管理しているが、そのうち 21 台の AED については、設置情報を財団へ登録している。</p> <p>しかし 21 台のうち 18 台については、財団のホームページ（AED マップ）上において、AED の設置位置を示すピンの位置が、同じ敷地内の別の建物を指していた。</p>	

事例表 3-2-⑪ 財団に登録情報が登録されている AED の台数と、実際に設置している AED の台数とが異なっている事例（独立行政法人等 1 施設 1 事例）

事例番号	設置台数-2
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は 29 台の AED を設置、管理し、施設内の一定の箇所に 2 台の AED を設置しているが、財団のホームページ上では、当該箇所に 7 台の AED の設置情報が登録されている。</p> <p>施設では、このように AED の台数が異なる理由については不明であるとしている。</p>	

事例表 3-2-⑫ 広島市又は東広島市に対し、AEDの設置情報を提供していない事例
(独立行政法人等 5 施設 5 事例)

事例番号	情報提供-5
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は 29 台の AED を設置、管理しているが、AED の設置情報を施設所在地の地方公共団体に対し情報提供することはしていない。</p> <p>ただし、当該施設では、AED の設置情報について、施設所在地の地方公共団体が独自の公表制度を設けていることを承知しており、平成 27 年 12 月 1 日現在、当該地方公共団体に対する情報提供に向けて準備中であった。</p>	

事例番号	情報提供-6
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は 2 台の AED を設置、管理しているが、AED の設置情報を施設所在地の地方公共団体に対し情報提供することはしていない。</p> <p>施設では、AED の設置情報について、施設所在地の地方公共団体が独自の公表制度を設けていることを知らなかった。</p>	

事例番号	情報提供-7
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は AED を 1 台設置、管理しているが、AED の設置情報を施設所在地の地方公共団体に対し情報提供することはしていない。</p> <p>施設では、AED の設置情報について、施設所在地の地方公共団体が独自の公表制度を設けていることを知らなかった。</p>	

事例番号	情報提供-8
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は AED を 1 台設置、管理しているが、AED の設置情報を施設所在地の地方公共団体に対し情報提供することはしていない。</p> <p>施設では、AED の設置情報について、施設所在地の地方公共団体が独自の公表制度を設けていることを承知していたが、情報提供を行っていない理由については定かでないとしている。</p>	

事例番号	情報提供-9
<p>【事例の説明】</p> <p>当該施設は AED を 1 台設置、管理しているが、AED の設置情報を庁舎所在地の地方公共団体に対し情報提供することはしていない。</p> <p>当該施設では、AED の設置情報について、施設所在地の地方公共団体が独自の公表制度を設けていることは承知していたが、AED の使用対象者を施設の利用者に限定し、施設を利用しない一般の使用を想定していない場合は、地方公共団体へ情報提供等を行う必要はないと誤解していたとしている。</p>	

3 AEDの使用に関する講習の実施状況

(1) 制度等の概要

調査結果	説明図表番号
<p>厚生労働省が平成25年9月に公表したガイドラインによると、AEDの設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命措置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的に受けておくことが必要であるとされている。それ以外の一般市民についても、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要があるとされている。</p> <p>AEDの使用に関する講習（以下「講習」という。）の頻度については、厚生労働省が平成24年9月に各都道府県知事宛てに発出した「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成16年7月1日付け医政発第0701001号厚生労働省医政局長通知。平成24年9月21日改正）によると、一般市民を対象とした講習については、おおむね2年の間隔で定期的実施されることが望ましいとされている。また、総務省消防庁が平成5年に各都道府県知事宛てに通知した「応急手当の普及啓発活動推進に関する実施要綱」（平成5年5月30日付け消防救第41号消防庁次長通知。平成23年8月31日最終改正）によると、一般市民を対象とした普通救命講習は、2年から3年間隔で定期的実施することとされている。</p> <p>このようなことから、自らAEDを設置、管理している国の行政機関や独立行政法人等においても、緊急時にできるだけ多くの職員がAEDを用いた心肺蘇生法を実践できるようにするために、職員を対象とした講習を2年から3年程度の間隔で定期的実施することが望まれる。</p>	<p>図表3-3-① (図表2-4-①の再掲)</p> <p>図表3-3-②</p> <p>図表3-3-③</p>

図表3-3-① AEDの適正配置に関するガイドライン（AEDの使用についての教育訓練の重要性に関する部分を抜粋）

1～5は省略

6 AEDの使用の教育・訓練の重要性

AEDの設置を進めるだけでは、必ずしも十分な救命率の改善を望めない。設置されたAEDを維持管理し、いつでも使えるようにしておくことが必要である。次に、設置施設の関係者や住民等にそのAEDの設置場所を周知させる努力も欠かせない。

そして、教育と訓練によりAEDを使用できる人材を増やすことも忘れてはならない。心肺蘇生法講習会を受けることで市民の救命意識は向上し、心肺蘇生の実施割合が増加することが報告されている。心肺蘇生法の普及、実施割合が不十分な現状、AEDがあつたにもかかわらず、使用されない事例の報告が知られている、AEDを有効に活用し、心停止例の救命率を向上させるために、従来以上に心肺蘇生法講習会を積極的に展開し、一般市民の心肺蘇生法に対する理解を深め、AEDを用いた心肺蘇生法を行うことができる人材を増やす必要がある。教育と訓練に当たっては、AED設置施設の関係者とそれ以外の一般市民に分けて対策を進めることが有効かつ効率的と思われる。

(1) AED設置施設関係者に対する教育と訓練

AED設置施設関係者は、より高い頻度でAEDを用いた救命処置を必要とする現場に遭遇する可能性があるため、日ごろから施設内の最寄りのAED設置場所を把握しておくとともに、AEDを含む心肺蘇生の訓練を定期的を受けておく必要がある。合わせて、突然の心停止が発生した際の傷病者への対応を想定した訓練を行うことが望まれる。

(2) それ以外の一般市民に対する教育と訓練

AED設置施設関係者以外でも、心停止の現場に遭遇する可能性があるため、できるだけ多くの市民がAEDの使用法を含む心肺蘇生法を習得していく必要がある。これまで、多大な労力とコストを要することが心肺蘇生法普及の障害の一つとなってきたが、近年、良質な胸骨圧迫とAEDによる早期の電気ショックの重要性が強調されるとともに、胸骨圧迫のみの心肺蘇生とAEDの組み合わせの有効性が示されている。胸骨圧迫のみに心肺蘇生法を単純化することによって、短時間の教育でも一般市民が、心肺蘇生法とAEDの使い方を習得できることが示されている。中でも、AEDが使用可能な状況下では、胸骨圧迫の実施と、AEDを用いた早期電気ショックが効果的であることは実証されており、全ての国民が、少なくとも胸骨圧迫とAEDの使用を実践できるように、更なる心肺蘇生法の教育・普及が求められている。（以下省略）

図表 3-3-② 「非医療従事者による自動体外式除細動器（AED）の使用について」（平成 16 年 7 月 1 日付け医政発第 0701001 号厚生労働省医政局長通知。平成 24 年 9 月 21 日改正）（抜粋）

1～2は省略

3 一般市民を対象とした講習

AEDの使用に関する講習については、救命現場に居合わせてAEDをしようする一般市民が心肺停止者の安全を確保した上で積極的に救命に取り組むため、その受講が勧奨されるものであること。
講義の内容及び時間数については、別添1によることが適当であること。

なお、講習の受講に当たっては、受講する者に過度の負担を生じさせることなく、より多くの国民にAEDの使用を普及させる観点から、講師の人選、生徒数、実習に用いるAEDの数等を工夫の上、講義と実習を組み合わせることにより、概ね3時間程度で、必要な内容について、効果的な知識・技能の修得に努めること。

4～7は省略

別添1 自動体外式除細動器（AED）を使用する非医療従事者（一般市民）に対する講習

【一般目標】

- 救命の連鎖と早期除細動の重要性を理解する
- 効果的な心肺蘇生が実施できる
- 正しくAEDを作動させ、安全に使用できる

【講習内容】

大項目	小項目	到達目標	時間例 (分)
イントロダクション	コースの概説 救命の連鎖の重要性	救命の連鎖(心停止の予防を含む)の重要性を理解する 通報により口頭指導が得られることを理解する	15
<u>心肺蘇生(実技)</u>	反応の確認、通報、呼吸の確認	反応の確認、早期通報、呼吸の確認(死戦期呼吸含む)が実施できる	10 15
	胸骨圧迫(心臓マッサージ)	有効な胸骨圧迫が実施できる	15
	気道の確保と人工呼吸	気道の確保と人工呼吸が実施できる	10
	シナリオに対応した心肺蘇生	シナリオに対応した心肺蘇生の実施ができる	
休憩			15
<u>AEDの使用(実技)</u>	AEDの使用方法(ビデオあるいはデモ)	AEDの電源の入れ方とパッドの装着方法を理解する	10
	指導者による使用方法と実際の呈示	AEDの使用方法和注意点を理解する	10
	AEDの実技	シナリオに対応して、安全にAEDを	35

		使用できる	
知識と実技の確認	シナリオを使用した知識と実技の確認	様々なシナリオに対応した心肺蘇生法やAEDが実施できる	45
講習時間計 (例)			180

【留意事項】

- 講習対象者に応じたシナリオの作成等、講習内容の創意工夫をおこなうこと。
- 心肺蘇生とAED使用方法のシナリオは小児(乳児を除く)への対応が包括されること。
- 概ね2年の間隔で定期的な再講習が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と用いる教材・機材等の配置については5:1以内が望ましいこと。
- 効果的かつ質の高い実習を行うために、受講者と指導者の配置については10:1以内が望ましいこと。
- 講習時間については、講習目標に達することを前提として教材・機材や指導者数により柔軟に対応すること。(以下略)

(注) 表中の下線は、当局において付したものである。

図表3-3-③ 「応急手当の普及啓発活動推進に関する実施要綱」(平成5年5月30日付け消防救第41号消防庁次長通知。平成23年8月31日最終改正)(抜粋)

1～3省略

4 住民に対する普及講習の種類

(1) 住民に対する標準的な講習は、次に掲げるものとし、そのカリキュラム、講習時間等については別表1、別表1の2、別表1の3及び別表2のとおりとする。

講習の種別	主な普及項目	
普通救命講習	I	心肺蘇生法(主に成人を対象)、大出血時の止血法
	II	心肺蘇生法(主に成人を対象)、大出血時の止血法 (注)受講対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法とする。
	III	心肺蘇生法(主に小児、乳児、新生児を対象)、大出血時の止血法
上級救命講習	心肺蘇生法(成人、小児、乳児、新生児を対象)、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法	

(2) 住民に対する応急手当の導入講習である「救命入門コース」の主な普及項目は、胸骨圧迫及びAEDの取扱いとする。また、そのカリキュラム、講習時間等については別表3のとおりとする。

5～19省略

別表1 普通救命講習I

1 到達目標	1 心肺蘇生法(主に成人を対象)を、救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 自動体外式除細器(AED)について理解し、正しく使用できる。 3 異物除去法及び大出血時の止を理解できる。
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 1クラスの受講者数の標準は、30名程度とする。 3 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 4 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目		細目	時間	
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性(心停止の予防等を含む)等	15分	
救命に必要な応急手当(主に成人に対する方法)	心肺蘇生法	基本的な心肺蘇生法(実技)	反応の確認、通報	165分
			胸骨圧迫要領	
			気道確保要領	
			口対人工呼吸法	
		シナリオに対応した心肺蘇生法		
		AEDの使用法	AEDの使用法(ビデオ等)	
			指導者による使用法の呈示	
	異物除去法	異物除去要領		
効果確認	心肺蘇生法の効果確認			
止血法	直接圧迫止血法			
合計時間			180分	

備考	1 2年から3年間隔での定期的な再講習を行うこと。 2 eラーニングを活用した講習や普及時間を分割した講習を可能とする。
----	---

別表1の2（普通救命講習Ⅱ）～別表2は省略

別表3 救命入門コース

1 到達目標	1 胸骨圧迫を救急車が現場到着するのに要する時間程度できる。 2 <u>自動体外式除細器（AED）を使用できる。</u>
2 標準的な実施要領	1 講習については、実習を主体とする。 2 訓練用資機材一式に対して受講者は5名以内とすることが望ましい。 3 指導者1名に対して受講者は10名以内とすることが望ましい。

項目		細目	時間
応急手当の重要性		応急手当の目的・必要性（心停止の予防等を含む）等	90分
救命に必要な応急手当（主に成人に対する方法）	心肺蘇生法	反応の確認、通報	
		胸骨圧迫要領	
		気道確保要領（呈示又は体験）	
		口対人工呼吸法（呈示又は体験）	
		シナリオに対応した反応の確認から胸骨圧迫まで	
		AEDの使用方法	
		AEDの実技要領	
合計時間			

備考	普及時間を分割した講習を可能とする。
----	--------------------

別表4～別表10は省略

（注）表中の下線は、当局において付したものである。

(2) 国の行政機関における講習の実施の推進

通 知	説明図表番号
<p>今回、調査対象 9 官署のうち、平成 23 年度までに A E D を設置した 6 官署について、平成 24 年度から 26 年度までの間における講習の実施状況を調査したところ、自官署の職員を対象とした講習を当該 3 か年間に実施していない官署が 3 官署みられた。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、関係行政機関は、多くの職員が緊急時に A E D を用いた心肺蘇生法を適切に実践できる環境を整備する観点から、講習実施の趣旨を十分に理解した上で、積極的に、自官署の職員等を対象とした講習を定期に実施する必要がある（広島西条公共職業安定所、福山公共職業安定所、広島運輸支局）。</p>	図表 3 - 3 - ④ 事例表 3 - 3 - ①

図表 3-3-④ 平成 24 年度から 26 年度までの間における講習の実施状況（国の行政機関）

区分	調査対象官署名	A E D の設置台数	A E D の設置年月（当初）	調査対象年度（平成 24 年度～26 年度）における講習の実施状況	備 考
合同庁舎の管理官署	広島法務局東広島支局	1 台	平成 26 年 7 月	（調査の対象外）	
	中国財務局	3 台	平成 19 年 3 月	実 施	平成 25 年度の消防訓練の一環で、入居官署の職員を対象とした A E D の講習も組み入れて実施
	廿日市税務署	1 台	平成 27 年 3 月	（調査の対象外）	
単独庁舎等の入居官署	広島法務局	1 台	平成 22 年 3 月	実 施	官署独自では、自官署職員を対象とした講習を実施していないが、入居する合同庁舎の管理官署が平成 25 年度の消防訓練に併せて実施した講習に自官署の職員を参加させている。
	広島法務局三次支局	1 台	平成 23 年 3 月	実 施	平成 26 年度に自官署職員を対象に A E D の講習を実施
	三原税務署	1 台	平成 27 年 3 月	（調査の対象外）	
	福山公共職業安定所	1 台	平成 23 年 3 月	未実施	
	広島西条公共職業安定所	1 台	平成 23 年 2 月	未実施	
	広島運輸支局	1 台	平成 21 年 11 月	未実施	

（注）調査結果に基づき、当局において作表した。

事例表 3-3-① 調査対象年度（平成 24 年度～26 年度）において、講習を行っていない事例
（国の行政機関 3 官署 3 事例）

事例番号	講習－1		
調査対象機関等名	福山公共職業安定所		
AED設置数	1台	設置場所	5階ハローワーク総合受付窓口前
<p>【事例の説明】</p> <p>福山公共職業安定所は、AEDを設置した平成 23 年 3 月に、自官署の職員を対象とした講習を実施して以降、講習を実施していない。</p> <p>その理由について、福山公共職業安定所は、「講習を定期的実施しなければならないことなど思いも寄らなかったが、実施するにしても、窓口業務が中心の官署であるため、混み具合などを勘案し、職員の都合を見計らって講習会を開催することはなかなか難しく、そのため、一定の参加者・人数を得ての効率的な講習は実施できないのではないか。」としている。</p> <p>なお、今後の講習の実施については、上部機関と連携を図った講習の実施について検討したいとしている。</p>			

事例番号	講習－2		
調査対象機関等名	広島西条公共職業安定所		
AED設置数	1台	設置場所	1階受付窓口横
<p>【事例の説明】</p> <p>広島西条公共職業安定所は、AEDを設置した平成 23 年 2 月に、自官署の職員を対象とした講習を実施して以降、講習を実施していない。</p> <p>その理由について、広島西条公共職業安定所は、「再講習を実施する考えで、東広島市消防局の指導員派遣による普通救命講習を実施するため、問い合わせを行ったところ、実施には参加人数 15 名以上の確保が必要との回答であり、窓口相談業務を主な業務とする当所では、窓口体制の確保を最優先することから、一斉講習の実施は困難であった。」と説明している。</p> <p>今後の講習の実施については、広島西条公共職業安定所単独での実施は困難であると考えられることから、上部機関である広島労働局での集合講習を依頼するとともに、東広島市消防局が定期開催する普通救命講習に職員を参加させることを検討しているとしている。</p>			

事例番号	講習－3		
調査対象機関等名	広島運輸支局		
AED設置数	1台	設置場所	1階ロビー
<p>【事例の説明】</p> <p>広島運輸支局は、AEDを設置した平成 21 年 11 月に、自官署職員と庁舎に入居している外郭団体の職員を対象とした講習を実施して以降、講習を実施していない。</p> <p>その理由について、広島運輸支局は、「平成 27 年度に、防災危機管理の体制強化の一環として、AED講習の実施を検討するまで、定期的に再講習する必要性を認識していなかった。」と説明している。</p> <p>なお、広島運輸支局は、平成 28 年 2 月 10 日に、自官署及び外郭団体の職員を対象とした講習の実施を計画しており、その後については、定期的な講習の実施に向けて、上部機関である中国運輸局と協議し、まずは、講習等に係る規程の策定から検討したいとしている。</p>			

(3) 独立行政法人等における講習の実施状況

調 査 結 果	説明図表番号
<p>今回、調査対象7法人7施設のうち、平成23年度までにAEDを設置した1法人の1施設について、平成24年度から26年度までの間における講習の実施状況を調査したところ、当該施設は、職員を対象に、毎年度定期的に講習を実施していた。</p>	<p>図表3-3-⑤</p>

図表3-3-⑤ 平成23年度までにAEDを設置した独立行政法人1施設における講習の実施状況(平成24年度～26年度)

講習実施年月日	実施場所	参加者	備 考
平成24年6月15日	法人施設内	37人	当該施設の職員の現員数は、各年度45人～50人
25年3月6日	〃	19人	
25年6月21日	〃	34人	
26年6月2日	〃	20人	
27年2月18日	〃	37人	

(注) 調査結果に基づき、当局において作表した。